第1章 自由化・国際化に向けて 一平成元年度~平成6年度の保険市場と保険行政—

第1節 保険市場の概況

1 生命保険市場

(1) 企業数1)

日本の生命保険会社²⁾ の数を見ると、平成元年度においては、「保険業法」(昭和14年法律第41号)に基づく内国生命保険会社が25社(相互会社16社、株式会社9社)、「外国保険事業者に関する法律」(昭和24年法律第184号)に基づく外国生命保険会社が5社であった。平成2年7月に内国生命保険会社であるオリエント・エイオン生命が設立される一方、外国生命保険会社であるコンバインド生命はオリエント・エイオン生命に契約の包括移転を行い、営業を停止した。平成3年には、オリックス・オマハ生命が設立され、外国生命保険会社であるユナイテッド・オブ・オマハ生命は、同年8月に日本通貨建契約をオリックス・オマハ生命に包括移転した。したがって、平成6年度末の段階では、内国生命保険会社が27社(相互会社16社、株式会社11社)、外国生命保険会社が3社となった。

(2) 契約状況

平成元年度末における日本の生命保険会社の保有契約金額(個人保険、個人年金保険及び団体保険を合わせたもの。)は、**表3-1-1**のとおり1403.8兆円であり、平成6年度末には2097.7兆円となった。保有契約金額は順調に増加しているが、その伸び率は低下傾向にある。

平成6年度末

		(単位:兆円、%)
年度末	生命保険保有契約金額	対前年度比
平成元年度末	1,403.8	13.9
平成2年度末	1,605.3	13.7
平成3年度末	1,787.5	11.3
平成4年度末	1,918.6	7.3
平成5年度末	2,021.2	5.3

表 3-1-1 生命保険会社の生命保険保有契約金額と対前年度比

また、保有契約金額に占める保険種目別の構成比を見ると、表3-1-2のとおり、個 人保険は平成元年度末の68.1%から平成6年度末の68.4%まで概ね一定割合を占めて いたが、個人年金保険は平成元年度末の2.2%から平成6年度末の3.9%へと上昇傾向 にある。一方、団体保険は平成元年度末の29.7%から平成6年度末の27.8%へと低下 傾向にある。

表 3-1-2 保有契約金額に占める保険種目別構成比

(単位:%)

38

年度末	個人保険	個人年金保険	団体保険
平成元年度末	68.1	2.2	29.7
平成2年度末	68.0	2.6	29.4
平成3年度末	68.0	3.0	29.1
平成4年度末	68.3	3.4	28.3
平成5年度末	68.3	3.8	27.8
平成6年度末	68.4	3.9	27.8

(出所) 財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック 1995年版』18ページ。

また、平成元年度から平成6年度までの新契約高は、表3-1-3のとおり、生命保険 合計では、平成4年度と平成6年度に前年度と比べ減少している。種目別で見ると、 個人保険は、平成5年度までは順調に増加していたが、平成6年度に減少した。個人 年金保険は、これも平成5年度までは増加傾向にあったが、平成6年度に比較的大き く減少した。団体保険は、平成3年度以降減少傾向となっている。

^{2.0977} (注) 平成元年度末は内国会社のみの計数であることから、平成元年度末の計数と平成2年度末以降の計数 とは「生命保険保有契約金額」、「対前年度比」のいずれも連続しない。

⁽出所) 財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック 1990年版』18ページ。同『生命保険ファク トブック 1995年版』79ページ。

表 3-1-3 各生命保険の新契約高(団体年金保険を除く)

(単位:兆円)

年度	生命保険合計	個人保険	個人年金保険	団体保険
平成元年度	162.4	134.5	9.0	18.9
平成2年度	177.5	141.6	12.7	23.2
平成3年度	187.6	150.2	14.7	22.7
平成4年度	183.0	151.2	16.7	15.1
平成5年度	185.2	152.4	17.2	15.6
平成6年度	173.8	151.5	10.0	12.3

(出所) 財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック1995年版』78-79ページ。

(3) 収支

生命保険会社の収入のおよそ7割を占める収入保険料の推移は、平成元年度は28.0 兆円となり、その後平成2年度に前年度から減少したものの、平成3年度から平成6 年度まで増加が続いている。

表 3-1-4 生命保険会社の収入保険料

(単位:兆円、%)

年度	収入保険料	対前年度比
平成元年度	28.0	6.3
平成2年度	27.3	$\triangle 4.3$
平成3年度	28.2	3.4
平成4年度	29.5	4.6
平成5年度	30.4	2.9
平成6年度	30.5	0.3

- (注) 1. 平成元年度は内国会社のみの計数であることから、平成元年度の計数と平成2年度以降の計数とは 「収入保険料」、「対前年度比」のいずれも連続しない。
 - 2. △はマイナスを表す。以下同じ。
- (出所) 財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック 1994年版』 38ページ。同『生命保険ファク トブック 1995年版 37-38ページ。

資産運用収益は、平成元年度10.3兆円であったが、平成3年度以降減少傾向に転じ、 平成6年度には8.1兆円と、平成元年度に比べておよそ2兆円の減少を示している。

表 3-1-5 生命保険会社の資産運用収益

(単位:兆円、%)

年度	資産運用収益	対前年度比
平成元年度	10.3	30.6
平成2年度	11.3	8.9
平成3年度	10.6	△ 6.2
平成4年度	8.8	△ 17.3
平成5年度	8.4	△ 3.8
平成6年度	8.1	△ 3.6

- (注) 平成元年度に経理基準の見直しがあったことや平成元年度は内国会社のみの計数であることから、平 成元年度の計数と平成2年度以降の計数とは「資産運用収益」、「対前年度比」のいずれも連続しない。
- (出所) 財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック 1990年版』 40ページ。同『生命保険ファク トブック 1991年版』40ページ。同『生命保険ファクトブック 1995年版』93ページ。

生命保険会社の支出の大半を占める保険金と給付金の支払額については、平成4年 度の満期保険金の減少を除き、総じて平成元年度から平成6年度の間、増加傾向に あった。

表 3-1-6 死亡保険金

表 3-1-7 満期保険金

	(単位:兆円)		(単位:兆円)
平成元年度	2.1	平成元年度	2.7
平成2年度	2.3	平成2年度	3.5
平成3年度	2.7	平成3年度	4.3
平成4年度	3.0	平成4年度	3.0
平成5年度	3.2	平成5年度	3.5
平成6年度	3.4	平成6年度	4.3

険ファクトブック 1995年版』42ページ。

(出所) 財団法人生命保険文化センター『生命保 (出所) 財団法人生命保険文化センター『生命保 険ファクトブック 1995年版』42ページ。

表 3-1-8 入院給付金・手術給付金・障害給付金

(単位:億円)

年度	入院給付金	手術給付金	障害給付金
平成元年度	3,660	668	99
平成2年度	3,845	754	108
平成3年度	4,807	882	116
平成4年度	5,161	980	117
平成5年度	5,469	1,080	118
平成6年度	5,702	1,166	119

(出所) 財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック 1995年版』43ページ。

収支の結果となる、各年度における生命保険会社の総剰余金は、平成元年度の3兆 6725億円に対して平成6年度には1兆2535億円に減少したものの、契約者配当準備金 繰入額を差し引いた純剰余金は、平成元年度の115億円に対して平成6年度には121億 円と6億円増加している。

表 3-1-9 生命保険会社の総剰余金、契約者配当準備金繰入額、純剰余金

(単位:億円)

年度	総剰余金	契約者配当準備金繰入額	純剰余金
平成元年度	36,725	36,610	115
平成2年度	37,345	37,228	117
平成3年度	28,955	28,840	115
平成4年度	20,085	19,963	123
平成5年度	14,772	14,649	123
平成6年度	12,535	12,414	121

(出所) 財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック 1995年版』96ページ。

責任準備金、支払備金及び契約者配当準備金の推移は表3-1-10のとおりである。

表 3-1-10 生命保険会社の責任準備金、支払備金、契約者配当準備金

(単位:億円)

年度	責任準備金	支払備金	契約者配当準備金
平成元年度	1,037,437	4,859	48,758
平成2年度	1,180,326	6,138	55,718
平成3年度	1,296,137	6,609	62,915
平成4年度	1,426,429	7,324	68,176
平成5年度	1,560,184	7,539	69,864
平成6年度	1,653,948	8,397	68,439

(出所) 財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック 1995年版』96ページ。

(4) 資産

生命保険会社の総資産は、平成元年度末には116.2兆円に達し初めて100兆円の大台に乗った(昭和63年度末は97兆円であった。)。以後、順調に増加したものの、対前年度比は低下した。

表 3-1-11 生命保険会社の総資産額

(単位:兆円、%)

年度	総資産額	対前年度比
平成元年度	116.2	19.7
平成2年度	131.6	12.2
平成3年度	143.2	8.8
平成4年度	156.0	8.9
平成5年度	169.1	8.4
平成6年度	178.0	5.2

⁽注) 平成元年度は内国会社のみの計数であることから、平成元年度の計数と平成2年度以降の計数とは「総資産額」、「対前年度比」のいずれも連続しない。

⁽出所) 財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック 1995年版』46ページ。

190 第1章 自由化・国際化に向けて―平成元年度~平成6年度の保険市場と保険行政―

また、金融機関資力構成比³⁾ を見ると、「生命保険」の割合はわずかずつではあるが上昇している。なお、比較的構成比が大きい「全国銀行(銀行勘定)」の割合について見ると、その割合が低下している。

表 3-1-12 全国銀行、生命保険会社、損害保険会社の資力(金融機関資力構成比)

(単位:%)

年度末	全国銀行 (銀行勘定)	生命保険会社	損害保険会社
平成元年度末	38.9	9.1	1.7
平成2年度末	38.3	9.5	1.8
平成3年度末	35.7	9.8	1.7
平成4年度末	33.7	10.2	1.7
平成5年度末	32.7	10.6	1.6
平成6年度末	31.8	10.7	1.6

⁽注) 生命保険(内国会社のみ)、損害保険は運用資産総額。

(注)

- 1) 生命保険会社の企業数は、財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック』 の各年版、社団法人生命保険協会「生命保険会社変遷図」(生命保険協会ウェブ・ページ http://www.seiho.or.jp/member/chart/pdf/chart 01.pdf) による。
- 2) 以下、生命保険の株式会社、相互会社の固有名称を「生命」と略して表記する場合がある。
- 3) ここでは、生命保険、損害保険、全国銀行等の各金融機関が保有する預金、譲渡性預金 及び債券の合計額をその資力とみなして全金融機関の保有額に対する構成比を算出したも のを「金融機関資力構成比」としている。

2 損害保険市場

(1) 企業数1)

損害保険会社の数を見ると、「保険業法」に基づく国内損害保険会社については、平成元年度初めは23社(株式会社21社、相互会社2社)であり、このうち2社は再保険専業会社であった。その後、ジャパン・インターナショナル傷害火災保険が営業を開始したため国内損害保険会社は24社となった。平成2年度中には、アリアンツ火災海上保険が営業を開始したため国内損害保険会社は25社となった。平成3年度から平成5年度にかけては、国内損害保険会社数は変わらなかった。平成6年度中は、ユナム・ジャパン損害保険が営業を開始したため国内損害保険会社は26社(株式会社24社、相互会社2社)となった。

「外国保険事業者に関する法律」により事業免許を受けた外国損害保険会社につい

⁽出所) 財団法人生命保険文化センター『生命保険ファクトブック 1995年版』47ページ。

ては、平成元年7月末時点で37社であった。外国損害保険会社37社のうち2社が船主責任保険事業のみを営み、3社が再保険事業のみを営んでいる。前年と比べると、3社(イギリス1社、香港2社)が免許を返上したが、新しく3社(イギリス2社、バミューダ1社)が免許を取得しているため全体の数に変更はない。進出国別に見ると、イギリス14社、アメリカ8社、フランス3社、スウェーデン、スイス各2社、香港、ニュージーランド、インド、オーストラリア、韓国、フィリピン、イタリア、バミューダ各1社となっている。平成2年7月末の外国損害保険会社は、イギリスの2社が免許を返上したため35社となった。平成3年7月末の外国損害保険会社は香港の1社が減り、34社となった。平成4年7月末の外国損害保険会社数は変わらず、平成5年6月末の外国損害保険会社はイギリスの1社が減少して33社となった。平成6年6月末の外国損害保険会社は、イギリスの2社及びアメリカの1社が撤退したため30社に減じた。

(2) 契約状況

新規契約高及び国内総生産(名目)の平成元年度の水準を100としたそれぞれの指数を見ると、新規契約高指数は国内総生産(名目)指数を上回って増加している。

損害保険の新規契約高は順調に伸びたものの、元受収入保険料はそうではなかった。 **表3-1-13**のとおり、平成元年度の指数を100とすれば、平成2年度から平成5年度ま では伸びたが、平成6年度には減少した。

表 3-1-13 損害保険新規契約高指数、国内総生産(名目)指数、損害保険元受収入保険料(グロス)指数

(指数:平成元年度=100) 損害保険 損害保険元受収入保険料 国内総生産 年度 新規契約高指数 (名目) 指数 (グロス) 指数 平成元年度 100 100 100 平成2年度 107 109 107 平成3年度 119 114 111 平成4年度 125 113 115 平成5年度 132 116 118 平成6年度 138 116 117

(注) 損害保険新規契約高、国内総生産(名目)、損害保険元受収入保険料について、増減の度合いの比較のため、出所において昭和60年度=100とされている指数を、平成元年度の水準を100として推計した。

(出所) 社団法人日本損害保険協会『日本の損害保険 ファクトブック1995』9ページ。

(3) 収支

損害保険会社の収入の大半を占める正味収入保険料(積立保険料を除く。)を見ると、 表3-1-14のとおり、平成元年度の5.2兆円から平成6年度は6.8兆円へと増加している 192 第1章 自由化・国際化に向けて一平成元年度~平成6年度の保険市場と保険行政一が、その対前年度比は低下傾向にある。

また、損害保険会社の支出の中でおよそ半分を占める正味支払保険金を見ると、平成元年度(昭和63年度は2.1兆円)、平成2年度、平成3年度及び平成5年度は前年度に比べ増加したが、平成4年度及び平成6年度は前年度に比べ減少している。

表 3-1-14 損害保険会社の正味収入保険料、正味支払保険金

(単位:兆円、%)

年度	正味収入保険料	対前年度比	正味支払保険金	対前年度比
平成元年度	5.2	10.1	2.3	12.1
平成2年度	5.6	8.2	2.7	15.8
平成3年度	6.0	6.4	3.4	26.4
平成4年度	6.2	4.0	3.3	△ 2.4
平成5年度	6.6	5.2	3.5	3.9
平成6年度	6.8	3.3	3.4	\triangle 2.7

(出所) 社団法人日本損害保険協会『日本の損害保険 ファクトブック1989』11ページ。同『日本の損害保険 ファクトブック1991』13ページ。同『日本の損害保険 ファクトブック1993』13ページ。同『日本の損害保険 ファクトブック1995』14ページ。

収支の結果として、平成元年度から平成6年度の事業損益と、事業外損益を含み法 人税等を控除した当期損益を見ると、**表3-1-15**のとおりとなる。

表 3-1-15 損害保険会社の事業損益及び当期損益の推移

(単位:億円)

年度	事業損益	当期損益
平成元年度	589	1,695
平成2年度	△ 36	1,669
平成3年度	△851	1,442
平成4年度	△ 77	1,372
平成5年度	765	1,182
平成6年度	2,988	1,059

(出所) 社団法人日本損害保険協会『日本の損害保険 ファクトブック1991』13ページ。同『日本の損害保険 ファクトブック1993』13ページ。同『日本の損害保険 ファクトブック1995』14ページ。

(4) 資産

平成元~6年度における損害保険会社の総資産及び運用資産は**表3-1-16**のとおりであった。大略、総資産及び運用資産のいずれも増加している。

一方、損害保険会社の負債の約8割を占める保険契約準備金は、**表3-1-17**のとおりであった。

表 3-1-16 損害保険会社の総資産及び運用資産

(単位:兆円)

年度	総資産	運用資産
平成元年度	23.8	21.7
平成2年度	26.2	24.0
平成3年度	26.6	24.2
平成4年度	27.4	25.1
平成5年度	27.6	25.3
平成6年度	28.5	26.2

(出所) 社団法人日本損害保険協会『日本の損害保険 ファクトブック1996』14ページ。

表 3-1-17 損害保険会社の保険契約準備金

(単位:兆円)

年度末	保険契約準備金
平成元年度末	19.5
平成2年度末	21.6
平成3年度末	21.9
平成4年度末	22.8
平成5年度末	23.2
平成6年度末	23.7

(出所) 社団法人日本損害保険協会『日本の損害保険 ファクトブック1991』14ページ。 同『日本の損害保険 ファクトブック1993』14ページ。同『日本の損害保険 ファ クトブック1995』15ページ。

(注)

1) 損害保険会社の企業数は、社団法人日本損害保険協会の『日本の損害保険 ファクト ブック1988』から『日本の損害保険 ファクトブック1994』の各年版による。

第2節 保険行政の展開

1 保険審議会の動き

保険審議会の昭和60年答申、¹⁾ 昭和62年答申²⁾ において、生命保険及び損害保険について、それぞれ大きな改革の方向性及び具体策が示された。³⁾ その後、各事項に関する対応の具体化が図られていった。⁴⁾ 保険審議会については、昭和62年答申が取りまとめられてから平成元年度に入るまでの間、昭和60年答申及び昭和62年答申の具体化の状況に関して報告がなされた以外には開催がなかった。

一方、日本では、昭和59年5月に公表された「日米共同円・ドル・レート、金融・資本市場問題特別会合作業部会報告書」、いわゆる「円・ドル委員会報告書」等で、円の自由化とともに日本の金融市場の自由化が叫ばれ、以後漸次的に金融市場の自由化が図られていた。5)

金融の自由化・国際化・規制緩和が進展する中で、保険審議会は、「社会の高齢化、情報化が進み、金融の自由化・国際化が一層進展している今日、長期的かつ広範な視点から、保険会社の業務範囲、事業の監督の在り方等、今後の保険事業をめぐる諸問題を検討し、これを踏まえて、保険関係法規の見直しを行うことが必要となっている」として、平成元年4月28日の保険審議会総会で、保険事業の在り方及び保険関係法規の見直しについて検討を開始することを決定した。また同時に、その検討のために総合部会を設置することとした。60

保険審議会総合部会は、平成元年6月14日から審議を始めたが、そこで取り上げられた検討事項は、①保険事業の役割について、②保険会社の業務範囲の在り方について、③保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備について、④保険会社形態の在り方について、⑤保険募集の在り方について、⑥保険事業の監督の在り方についての6項目であった。そして、同年10月以降、最初の項目である保険事業の役割について検討を進め、翌平成2年6月1日に中間報告として保険審議会総合部会報告「保険事業の役割について」を公表したのである。7)

同報告は、「我が国の保険事業は他国に例をみないスピードで発展・拡大しており、 国民生活の安定、向上及び経済の発展に多大の貢献をしてきた。しかし、保険業法を はじめとする保険関係法規は、制定以来、約半世紀を経るに至っているが、その間、 特に抜本的見直しがなされていない」とし、「保険事業を取り巻く経済・社会環境が 著しく変化してきていることから、今後の保険事業の在り方について検討し、それを 基に保険関係法規の見直しを行う必要性が高まっている」とする。また、同報告を 「保険事業を取り巻く環境の変化と保険事業への影響を踏まえつつ、今後あるべき 『保険事業の役割』についての検討結果をとりまとめたもので、〔上記6項目の〕2番 目以降の検討項目の審議に際しての指針となるべき性格も有している」としている。⁸

同報告が挙げる「保険事業を取り巻く環境変化」は、大きく四つある。一つ目は、「経済・社会環境、国民生活・意識の変化」であり、具体的には「人口の高齢化と自助努力意識の高まり、生活水準の向上と貯蓄性の高い商品に対するニーズの高まり、ニーズの多様化・高度化、利用者の意識の高まり、保険引受リスクの多様化・巨大化」を挙げている。二つ目は、「金融の変化、金融制度改革」であり、具体的には「金利の自由化と各種リスクの増大、金融の国際化・証券化の動き、金融の機械化の進展」、「金融制度改革をめぐる内外の動き」を挙げている。三つ目は、「公的規制緩和の動き」で、臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会等の答申で公的規制緩和が求められていることを挙げている。四つ目は、「保険事業の見直しの必要性」であり、「環境の変化が保険事業に与える影響は、単に業容の拡大等、量的変化にとどまらず、極めて多くの質的変化、課題を引き起こしている」ことを挙げている。

こうした環境の変化を意識し、総合部会は保険事業の見直しについて、利用者の立場、国民経済的見地及び国際性の視点から検討することとした。¹⁰⁾

そして同報告は、「今後の保険事業の課題」として、以下のような検討・対応が必要なことを示している。¹¹⁾

- ○国民経済的な役割の高まりへの対応
 - ・高齢化社会の進展、経済のストック化の進行等、保険事業を取り巻く環境変化 に対応して、生存(年金)・医療・介護保険等の分野で保険事業の機能を一層 充実させる。また、高齢化が進む中で保険事業としても、社会的基盤作りへの 貢献が求められている。
 - ・保険会社は、その資金量の増大等により内外金融市場等に与える影響が極めて 大きくなっており、経済取引の安定性、公正さに十分配慮し、保険事業の公共 性を踏まえ、資産運用面を中心に行動範囲を確立する。
 - ・国際化の進展に伴い、対外的に開かれ、諸外国との整合性が取れた制度を構築 する。また、透明度の高い制度を構築するとともに、保険市場参入の容易性を 確保する。
- ○利用者ニーズに対応した商品、サービスの充実
 - ・利用者ニーズに即応するため、積極的なマーケティングを行い、商品、サービスの充実が進められるような体制を整備すること、ファイナンシャル・プランニング・サービス等の充実を進める。
 - ・多様化する利用者ニーズに対応する必要があり、そのため販売チャネルの多様 化によるサービスを充実させる。

○新しい利用者ニーズへの対応

- ・保険に対するニーズが、万が一の場合の保障から生活の安全・安定へのニーズ、 さらには財産の管理、保全へと広がってきており、保険商品の持つ貯蓄機能へ のニーズが高まっている。こうした変化に対して商品面で対応していく。
- ・保険会社は、①より効率的で収益性の高い資産運用を進め、その成果を明確に商品価格に反映させ、②利用者に対する公平性を保つため、区分経理等による資金の性質別運用を進め、③資産運用手段・業務の多様化とそれに伴うリスク管理体制を整備し、④資金調達について必要な範囲内で弾力化される必要がある。
- ・保険会社の周辺金融関連業務への参入の在り方についてさらに検討を行うことが望ましいが、その際、保険経理やディスクロージャー等について見直しが行われることが前提であり利用者保護のための諸手当てを行う。

○保険事業の効率化促進

・商品サービスが利用者に役務提供されるためには、保険事業の効率化を推進することが重要であり、それまでの画一的な状況を排し、商品、価格(料率、配当)、サービス面での競争促進が不可欠である。特に料率面での競争を一層促進するとともに利用者の立場から見た競争と経営の安定のバランスの望ましい在り方や経営危機対応制度の見直しについて検討する。また、料率算定会の制度、運用の弾力化等についても検討が必要である。

○運営体制の在り方

- ・保険経理の明瞭性・透明性といった観点から分かりやすいディスクロージャー の工夫やディスクロージャーの内容の充実、各種リスクが増大する中でリスク 管理体制の整備、規制緩和、自由化という大きな流れの中で経営の自主性が尊 重されるような方向での保険経理に係る規制・監督の見直しが必要である。
- ・相互会社における社員総代会等の機能の充実、相互会社制度について長期的視 野に立った見直しを進める。また、相互会社の株式会社への転換規定の整備を 検討する。
- ・募集機能の効率化を図り、利用者への良質なサービスを提供することや、保険 商品の多様化に伴う商品情報提供・募集体制の在り方の検討が必要である。

○行政監督の在り方

・規制緩和の方向性の下、商品選択情報の適切な提供、利用者保護のための安全ネット等の検討、中小会社の経営努力や創意工夫が活かされるような環境整備、免許の付与に関する透明性の向上、「保険募集の取締に関する法律」(以下、「募取法」ということがある。) や「外国保険事業者に関する法律」の今日的な見直しが必要である。

そして、同報告の第4章で「保険事業の担うべき役割」について、次のようにまと めている。

「今後の保険事業の担うべき役割については以下のように考える。

(1) 高齢化社会の進展等保険事業を取り巻く環境の変化等に対応し、多彩な利用者 ニーズに即応するため、商品、サービスの充実が進められるような体制を整備す る必要がある。

また、公平かつ安定的に保険を提供するため、リスクの引受と支払能力の確保 に努める必要がある。

高齢化社会の進展等により、特に貯蓄機能(年金等)の一層の発揮が求められ ている。

このため、商品販売と資産運用のリンケージを保ち、より効率的で収益性の高 い資産運用を実現し、その成果の利用者への還元が求められている。この観点か ら、商品の個別化及びこれに応じた販売を進める必要がある。

- (2) 金融の自由化、国際化、証券化等の環境の変化に対応して、保険事業において も利用者ニーズに応えるため幅広いサービスの提供が必要となっており、保険会 社の周辺金融関連業務への参入の在り方について、さらに検討を行うことが望ま 1,120
- (3) 規制緩和、競争促進を進め、保険事業の効率化を図る必要がある。また、利用 者の保護に十分配慮すべく、支払能力を確保し、環境の整備(安全ネット等)を 検討する必要がある。
- (4) 社会基盤の整備等、国民生活、国民経済の安定、向上への貢献や保険事業の公 共性を踏まえた内外金融市場等への配慮が必要である。

また、我が国の保険事業の規模にふさわしい国際的役割を発揮するとともに、 我が国の保険制度が国際的にオープンであることを確保する必要がある。

なお、このような保険事業の担うべき役割を果たしていくため、運営体制、行 政監督の在り方の見直しを行う必要がある。|12)

このような総合部会報告は、平成2年6月1日の保険審議会総会に報告され、了承 されたが、上記の報告は総合部会における最初の検討事項であり、全体の総論部分に 当たるものであった。

次に総合部会は、6項目の検討事項の2番目となる保険会社の業務範囲の在り方に ついて検討を始め、平成3年4月9日に保険審議会総合部会経過報告「保険会社の業 198 第1章 自由化・国際化に向けて一平成元年度~平成6年度の保険市場と保険行政— 務範囲の在り方について | を取りまとめている。¹³⁾

同経過報告は、「保険事業を取り巻く環境の変化に対応して、保険会社の新しい業務の在り方を明らかにし、保険事業の諸機能の維持・充実を図る必要があるとの認識から、『保険会社の業務範囲の在り方』に関し、利用者の立場、国民経済的見地、国際性の3つの視点から検討を進めてきた」とし、その「検討対象は、商品、資産運用、サービス、販売等の各側面における業務規制等、広範囲」に及んだとする。同時に、なぜこのような段階で経過報告を行うかについて、それまでの総合部会での審議により「保険会社の新しい業務の在り方はかなり明らか」になってきており、「『保険会社の業務範囲の在り方』に関する検討内容をまとめておくことは、部会での今後の審議を進めるうえで重要なこと」と判断したとしている。¹⁴⁾

同経過報告は、まず「第1章 総論」において、保険事業を取り巻く環境変化を分析した後、その「環境変化の中で、近年、保険事業に関する従来の考え方、業務規制では〔保険事業の〕諸機能を十分に発揮できなくなっており、業務を見直す必要が生じている」としている。¹⁵⁾

なお、「保険事業に関する従来の考え方」としては、保険事業の機能(保障機能、 貯蓄機能、資産運用機能)と特質(保険事業は、保障、貯蓄、資産運用、金融仲介の諸機 能が相互に結びつくことにより成り立っていること)を踏まえて、「保険事業において は、長期性と健全性、公共性が最大の特徴、要請と理解され、これに比して事業の効 率化、保険商品の収益性の向上は消極的な要請にとどまっていた」とする。また、保 険業務の規制(免許主義、専業主義、生命保険事業と損害保険事業の兼営(以下、「生損 保兼営」という。)禁止等)についても、上記の「従来の考え方を前提としたもの」と している。

保険会社は環境の変化に対応して商品、資産運用手段、業務等の多様化を図ってきたが、上記の従来の考え方や業務規制の下では、十分な諸機能の維持・充実は困難になっているとする。とりわけ、生命保険と損害保険の同質化、それによる保険事業の収益性向上の要請、保険会社の資産・負債構造の変化、商品特性に応じた販売チャネルの多様化の要請、契約内容に応じた契約者間の公平性に対する要請、他業態との競合条件の整合性確保、事業の透明性の要請が高まっており、業務規制の見直しの必要があるとしているのである。

なお、見直しに当たっては、前述の三つの視点(利用者の立場、国民経済的見地、 国際性)のうち、特に利用者の立場が最も重要な視点であるとしつつ、(1)規制緩和に よる競争促進、事業の効率化、(2)事業の健全性の維持を二つの指針とすべきであると している。

そして、同経過報告は、第2章で「保険商品、資産運用等、金融・証券サービス、 販売、生損保兼営、その他、今後の展望」の七つの側面から諸外国の事情を分析し、 第3章において「保険会社の業務範囲の在り方」についての検討の経過報告を行って いる。この検討は、(1)「保険事業の多様化、効率化」、(2)「保険事業と他業態との関 係 |、(3)「業務の見直しのための体制整備 |、(4)「保険会社の公共的役割 |、(5)「保険 会社の新しい業務の在り方 |、(6) 「法律上の手当て | の大きく六つの点に分けて行わ れている。

- (1)「保険事業の多様化、効率化」については、①「保険商品」、②「資産運用手 段・業務等」、③「保険関連サービス」、④「販売」、⑤「生損保兼営」の五つの側面 からこれを検討している。
 - ①「保険商品」については、貯蓄機能に対するニーズの高まりと保障機能に対する ニーズの多様化から、それらに対応すべく商品の多様化を進める必要があること を基本的な考え方とし、具体的には、貯蓄ニーズへの対応として、予定利率と配 当の比重の採り方の工夫による低料低配商品・高料高配商品の多様化、予定利 率・配当の決定の仕組みそのものに柔軟性を持たせた金利感応型商品、変額ユニ バーサル保険等の開発の必要性を示している。これらの商品の開発には、料率・ 配当の自由化・弾力化が必要となり、また、資産運用成果を商品に反映し得る保 **険経理システムの構築も必要となり、さらに、行政上、商品設計における創意工** 夫が活かされるような商品審査制度への改革も重要としている。
 - ②「資産運用手段・業務等」については、当時の資産運用規制や専業主義の厳格な 運用の下では、保険会社各社の経営判断による資産運用手段及び業務の多様化は 限定されているという考え方を基礎として、そのような資産運用規制及び業務に 関する規制の在り方を考えるべきであるとしている。そもそもこれらの規制は保 **険事業の健全性の維持を目的としているが、この健全性の維持は行政によるモニ** タリングの強化、保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備等による経営 チェックの充実、ソルベンシー・マージンの考え方の導入による総合的なリスク 管理といった方法でも可能であり、その点を考慮して規制の在り方を考えるべき であるとしている。また、保険会社の資金量の増大等による内外の金融市場に対 する影響の大きさを考えれば、保険会社の経済取引の安定性、公正さに配慮した 資産運用に関する行動規範の確立が求められており、そのような要請に配慮しつ つ、かつ行政のモニタリングの強化等による事業の健全性の維持をも考慮して、 資産運用手段、業務の多様化を進める必要があることも示している。さらに、金 融業全般にとって、今後の環境変化、多様化するニーズに柔軟かつ効率的に応え る観点から、専業主義を維持しつつも、規制緩和、諸規制・諸慣行の撤廃を通じ て業務範囲を弾力化していく必要性を認めている。また、資金調達については、

健全性の維持が最優先されたため極めて制限的に考えられてきたが、上記でも触れたように保険事業の健全性は他の方法でも図ることができ、近年保険事業の収益性が強く求められていること等によって、弾力的に考える必要性が高まっていることを示している。

- ③「保険関連サービス」については、商品の多様化に加えて、保険関連サービスの 多様化も求めている。ファイナンシャル・プランニング等のコンサルタント機能 の充実、人口の高齢化が進む中で、医療、介護等の高齢化対応サービスの向上、 事故処理のサービス・ネットワーク、事故の示談交渉代行等のサービスの向上等 が図られなければならないとする。
- ④「販売」については、商品特性に応じた効率的な販売チャネルの開発、中小会社の販売面での特化戦略の展開を進め、利用者への商品選択情報の充実及び利用者保護の観点から、商品内容の一部比較及び予想配当の記載等を制限する現行の規制の見直しを要請している。
- ③最後に「生損保兼営」問題について検討している。生損保兼営の禁止は、保険事業者が引き受けるリスクの差異及び保険期間の長短の違いにその根拠がある¹⁶⁾としている。しかしながら、このような差異が統計の整備や再保険の活用等により縮小してきていること、期間についても積立型の損害保険への保険事業者の依存の度合いが高まって保険期間の長短の違いが縮小してきていること、生命保険事業と損害保険事業との間の利益の相反が生じるおそれは低いこと等から、兼営を可能にすることが事業の効率化、利用者の利便の向上という点からも望ましいとしている。ただし、兼営の方式については、経営環境の激変緩和等から一定の猶予期間を設け、段階的に行うことが必要であるとする。
- (2)「保険事業と他業態との関係」については、基本的な認識として、金融の自由化、国際化、証券化等の進展に伴い、金融制度の見直しが進められているとする。そうした状況の中で、保険商品と金融商品、そして保険事業と他業態の金融仲介機能という側面での同質化の進展等によって、相互参入を通じて利用者利便の向上を最大限に図る観点から保険事業を含めた各業態間の幅広い相互参入を可能とすることが望ましいとしている。なお、一定の反対意見をも勘案しつつ、保険会社の周辺金融関連業務への参入については、金融制度調査会及び証券取引審議会の審議状況を踏まえて検討を進めるべきことを示し、他業態からの新規参入については、既存の販売チャネルとの関係も踏まえ、さらに検討を進めるべきことを明らかにしている。
- (3)「業務の見直しのための体制整備」については、一層の事業の効率化、及び新たなリスクに対応すべくリスク管理体制の整備を図ることによる事業の健全性の維持が必要であるとし、①保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備、②保険会社の会社形態に触れている。

- ①保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備に関しては、業務の見直し、環境 変化を踏まえ、事業の効率化の促進及び健全性の維持ばかりでなく、契約者間の 公平性、透明性の確保、自己責任原則の徹底を図るべきであるとして、具体的に は、商品販売と資産運用の一体的管理、総合収益の還元のための配当方式の見直 し、ソルベンシー・マージンの考え方の導入、安全ネットの構築、適切な含み益 の還元、区分経理、ディスクロージャーの整備等をバランスを取りつつ進めてい く必要があることを示している。そして、特に「検討の対象」として、(i)リスク 管理の充実、(ii)安全ネット構築の必要性、(iii)保険経理の透明性の確保(区分経理、 ディスクロージャー等)を挙げて、それぞれ提言を行っている。(i)「リスク管理 の充実 | については、リスク管理体制の整備、リスク・ヘッジ手段の拡充、ソル ベンシー・マージンの考え方の導入、(ii)「安全ネット構築の必要性」については、 支払保証基金のような安全ネットの整備・構築、早期警戒システムの開発とそれ による行政の事前指導等の検討、(iii)「保険経理の透明性の確保」については、明 瞭性、透明性の観点から複雑な保険経理の見直し、保険資金の資金量の増大によ る国民経済的、社会的影響の大きさを勘案した区分経理、特別勘定の導入・活用、 ディスクロージャーの整備を提言している。
- ②保険会社の会社形態に関しては、相互会社の経営チェック・システムの検討、相 互会社における広義の自己資本概念及び計算規定の整備の検討、相互会社の株式 会社への転換規定の整備を謳っている。
- (4)「保険会社の公共的役割」については、保険会社に対して、社会的基盤作りへの 一層の貢献、事後的保障の提供のみならず、事前的予防・防災分野での貢献、ネット ワークを利用した地域社会への貢献、世界の保険事業への貢献等を要請している。
- (5)「保険会社の新しい業務の在り方」では、保険事業は自己責任原則に立って、市 場原理に基づく一層の競争の促進を求められているとし、中小会社の商品、販売等に おける特化戦略の打ち出しや、事業の健全性の維持に配慮しつつ競争の促進のための 現行業務規制の緩和について、その必要性を示している。
- (6)「法律上の手当て」に関しては、「保険業法」の業務に関する規定の整備を検討 すべきであるとしている。

ところで、平成2年2月13日の第11回保険審議会総合部会において、国際問題小委 員会がワーキング・グループとして設置された。同小委員会は、「金融の自由化、国 際化が進展する中で、内国保険会社にかかる『保険業法』と外国保険事業者(我が国 において支店形態又は代理店形態で保険の引受けを行う外国の保険事業者)にかかる 『外国保険事業者に関する法律』との関係を〔中略〕把握しておくことが必要であり、 更にこれを踏まえて、国際的な観点から今後の外国保険事業者の取扱いについての考

え方を整理・検討しておくことが望ましい」との観点に基づいて設置された。¹⁷⁾ そし て、同小委員会の審議内容は、中間報告・国際問題小委員会報告として平成3年4月 9日開催の総合部会において了承され、同月26日の保険審議会総会において、総合部 会経過報告「保険会社の業務範囲の在り方」とともに報告・了承された。18)

国際問題小委員会はこの報告19)の中で、まず、同小委員会における検討の方法は、 「『外国保険事業者に関する法律』と『保険業法』の内容の相違点をピックアップし、 外国保険事業者と内国保険事業者の取扱いの相違について現状を把握した上で、個々 の相違点について取扱いに差異を設ける理由があるかどうか、理由がある場合には差 異の程度をどう考えるべきかを検討するという方法」をとったとしている。そして、 基本的な考え方として、「外国保険事業者の取扱いについてはできる限り内国保険会 社の取扱いとすべき〔中略〕但し、外国保険事業者の本店は海外にあり、そのため、 我が国の監督が及ばないという特性があるので、その特性に起因する取扱いの差異は 存在せざるを得ない。また、金融の自由化、国際化の進展している我が国経済金融の 実態に則し、できる限り我が国の保険市場を諸外国に開かれたものにするとともに、 外国保険事業者に関する制度の国際的な調和にも配慮する必要がある」とした。そし て、(1)「事業開始の要件」として①事業形態、②免許を得るための条件、③免許審査 基準を、(2)「経理上の規制」として①事業報告書、②財産の評価益、売却益の取扱い 等、③財産所有の制限、④外貨建契約、⑤保険計理人を、(3)「その他」として①基礎 書類の変更、②免許申請書記載事項の変更届出及び公告、③事業の廃止、④優先弁済 権、⑤「保険募集の取締に関する法律」、⑥合衆国軍隊の構成員等外国人向けにのみ 営業を行う外国保険事業者の取扱い、⑦その他の相違点、⑧非免許の外国保険事業者 に対する付保、⑨「外国保険事業者に関する法律」と「保険業法」の一本化を採り上 げて、各種の提言を行ったのである。

保険審議会総合部会での6項目の検討事項の3番目は、保険経理の見直しとディス クロージャーの整備についてである。これに関しては、同総合部会での審議を効率的 かつ効果的に進めるという観点から、平成2年4月26日の第16回の同総合部会におい て、そのワーキング・グループとして保険経理小委員会が設置された。同小委員会は 平成3年4月2日の第9回同小委員会において「保険経理小委員会報告(案)」を取 りまとめ、同年4月9日の第30回総合部会及び同年4月26日の保険審議会総会での了 承を得た後、同日付で保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディ スクロージャーの整備について」として公表した。200

同報告は、最初に、経済・社会環境の著しい変化によるリスク管理の重要性の高ま り、保険商品と金融商品との競合、保険契約者への高い還元のための効率化と収益性 の確保、保険相互会社における事業経営の担保機能の明確化、及び適切・明確な情報 提供の必要性に保険経理見直しの根拠を見出し、21世紀を展望した近代的な保険経理を構築することが必要であるとした。そして、昭和37年3月の保険審議会答申「生命保険計理に関する答申」に謳われた生命保険計理の理念(「生命保険計理の理念は、生命保険事業の公共性にかんがみ、保険事業経営の健全化を図るとともに契約者間の公平性を確保し、契約者の利益を増進することにある。」)を踏襲しつつ、下記のような問題点を考慮して、保険経理の理念を今日的な形で整理する必要性を示している。なお、検討の指針として、(1)公平性の確保、(2)効率性の追求、(3)健全性の確保、(4)自己責任の徹底、(5)透明性の確保、を挙げている。²¹⁾

[[問題点]

- ・区分経理が不十分であり、公平な利益還元がなされていないのではないか。
- ・コスト意識を高め、事業経営の効率化を推進すべきではないか。
- ・リスク管理等がオフバランスの含み益に依存し過ぎた面があるのではないか。
- ・保険料率や配当が画一的なのではないか。
- ・経理が分かりにくく、不透明ではないか。」

同小委員会が審議した具体的な検討項目は、次の八つである。

- (1)責任準備金積立方式の見直し
- (2)インカム配当原則の見直し
- (3)含み益の取扱い
- (4)リスク管理の在り方
- (5)相互会社における広義の自己資本概念の在り方
- (6)区分経理、特別勘定の導入・活用
- (7)ディスクロージャーの在り方
- (8)生命保険に係るその他の経理上の諸問題(損益項目の見直し、配当年度、2年目配当)

(1) 責任準備金積立方式の見直し22)

責任準備金とは、将来起こり得る保険債務に対して保険事業者が積み立てる引当金ないし保証金である。この責任準備金については、当時の「保険業法」第88条に定めが置かれており、同準備金の計算に際して必要な事項は命令で定めるとされていた。また、当時の「保険業法施行規則」第30条は、生命保険契約及びその再保険における責任準備金はこれを保険料積立金、未経過保険料及び危険準備金に区別することとし、同第31条は、保険料積立金は純保険料方式で計算された額を下回ってはならないこととしていた。ただし、5年チルメル方式や特別な場合には主務大臣の認可を受けて他の方式を採ることも可能であり、当時の生命保険会社30社のうち

21社が純保険料方式、9社が5年チルメル方式を採用していた。損害保険会社では、 積立型保険の払戻積立金の積立てにおいて、商品ごとに全期チルメル方式又は純保 険料方式を採用していた。

同報告では、費用・収益対応の視点、新規参入の視点、健全性確保の視点という 三つの視点から検討が行われた。同報告は、「『費用・収益対応』の視点のみから見 ると、全期チルメル方式が最もよく対応していると考えられる。しかし、保険経理 の長期性等を考慮した場合には、健全性を重視した会計が必要とされている。この ため、〔中略〕純保険料方式による積立てが望ましい」とする。一方で、「費用・収 益の対応を図り、期間損益・経営効率を的確に把握することも重要であり、例えば 米国のGAAP (Generally Accepted Accounting Principles、一般に認められた会計原 則)会計のような考え方〔中略〕を内部会計として取り入れることを検討する必要 がある」としている。また、「『新規参入会社』については、純保険料方式が〔中 略〕競争上不利な立場になることもある。このため、〔中略〕一律に純保険料方式 による責任準備金積立てを適用する必要はないと考えられる」としている。さらに、 健全性確保の視点からは純保険料方式が望ましいが、「評価利率が高い場合には責 任準備金の積立てが薄くなり」、また、「責任準備金の積立てが薄くてもソルベン シー・マージンの水準が高い場合には、健全性は確保される」こととなるから、 「こうした点を勘案すれば、今後は、計算基礎率(評価利率、予定事業費率、予定死 亡率)やソルベンシー・マージンの水準等を視野に入れて総合的に健全性の確保を 図っていく必要がある | と同報告は示している。

そして、同報告は今後の方向として、「健全性確保を念頭においたソルベン シー・マージンの考え方を導入し、所定の基準の下で、各社の資産内容等の実情に 応じ、責任準備金の積立方式にも弾力性を持たせることが考えられる。この場合、 各社の保険計理人の役割が一層重要なものになると考えられるため、保険計理人の 主体的な判断により責任準備金の評価を行うというバリュエーション・アクチュア リーの在り方を検討する必要がある」とするのである。

(2) インカム配当原則の見直し²³⁾

生命保険会社の財産売却益といったキャピタル・ゲインは、原則的に準備金とし て積み立てることとされ、毎年の通常配当には、利息配当収入のようなインカム・ ゲインのみが充当されていた。これを「インカム配当原則」という。

同報告は、「インカム配当原則は、キャピタル・ゲインによる通常配当での過当 競争を防止し、また、保険会社の内部留保等の形成を促すことによって支払能力を 確保し、更に他の金融商品とのバランスを確保する等の役割を果たしてきしたとす る一方で、①「金融の自由化・証券化等を背景とした運用手法の高度化によって、 キャピタル・ゲインとインカム・ゲインを厳密に区別することが困難になってきており、また、両者を区別する意義が失われてきている」、②「『インカム配当原則』があるため、インカム・ゲイン狙いから高い表面金利の債券を選考するといったいわゆる直利志向が高まる結果、効率的な資産運用が困難になるとともに総合収益の低下やリスクの増大を招いている」としている。そのため、インカム配当原則の見直しが必要であるとする。

その見直しの基本的視点としては、次のとおりとしている。

- ・直利指向による資産運用のゆがみを排除するとともに、会社経営の健全性を 損なうようなキャピタル・ゲインによる配当の過当競争を回避する必要があ る。
- ・運用収益に対する個々の契約者の貢献に応じた公平な配当還元を確保する必要がある。
- ・過去の含み益からの内部補助が排除され、他の金融商品とのバランスを図った競争条件の整合性が確保される必要がある。
- ・透明性や現行の配当制度も連続性も考慮する必要がある。

そして、見直しの方向としては、「通常配当においても公平かつ透明なルールの下で、キャピタル・ゲインを含めた総合収益を還元することが必要」であり、また、「契約者間の公平性の確保という観点から、運用収益に対する個々の契約者の貢献に応じて還元するため、例えば、アセット・シェア方式²⁴⁾等による公平なルールを設定することが重要」とされた。さらに、毎年の通常配当のルールについては、他の金融商品との適正な競争条件を確保するとの立場から、時価利回りや他の金融商品の利回り等との関係を考慮する必要があるとしている。

(3) 含み益の取扱い25)

同報告は、生命保険会社の株式含み益を「①株式自体の価格変動に備える、②契約者に還元される特別配当財源、③経営のバッファーとなる」の三つの機能に分けて検討を行っている。

(4) リスク管理の在り方26)

同報告は、保険会社を取り巻くリスクを分析した後、リスク管理の現状を明らかにし、リスク管理の在り方として「ソルベンシー・マージン(保険会社が保険契約上の債務を履行するために、事業の変動に備えて責任準備金を超えて保有する支払余力)の考え方を検討する必要がある」としている。そして、「我が国においてソルベンシー・マージンの考え方を導入するに当たっては、併せて保険会社を取り巻く

各種リスクに対する備えとして最小限必要な積立額を算出し、その合計額をミニマム・ソルベンシー・マージン(最低支払余力)基準として把握するという考え方を導入することが有用である」ことを示している。なお、「こうしたミニマム・ソルベンシー・マージン基準は、当初は保険事業の健全性を判断する上で行政監督上の指導のための指標として試験的に導入し、一種のアーリー・ウォーニング・システム(早期警戒システム)の一環として活用することが考えられる」ともしている。また、一層の契約者保護を図るため、欧米の保証基金、銀行の預金保険法等を参考に、いわゆる「安全ネット」を見直しておく必要があるとする。

(5) 相互会社における広義の自己資本概念の在り方27)

同報告は、「金融の自由化、証券化、国際化が進む中で、保険会社を取り巻くリスクも多様化かつ複雑化してきており、〔中略〕他の金融機関の場合には、自己資本を基準とした総合的なリスク管理(例えば銀行のBIS規制)により対応してきている。また、欧米諸国の保険会社の場合においては、ソルベンシー・マージンを確保するという方式で種々のリスクに対応してきている。こうした状況に鑑み、我が国の保険会社においても、諸外国で広く受け入れられているソルベンシー・マージンという考え方を導入し、これを広義の自己資本概念として捉え、契約者に対する支払能力のバッファーを確保することが重要な課題となっている」としている。

また同報告は、「保険株式会社では、資本金を基に自己資本を充実することによ り対応が可能となっているが、保険相互会社においては、従来、『資本勘定』が基 金等一部に限定された形でのみ表示されるにとどまっており、〔自己資本概念が〕 未整備なまま推移してきた。〔中略〕このため、〔中略〕ソルベンシー・マージンの 構成内容を明確化し、それを踏まえ、『負債の部』の〔保険業法第〕86条準備金、 危険準備金、社員配当準備金未割当分等について、一定の積立基準を超える部分を 『資本勘定』に含める等、資本勘定の再構築が必要である」としている。また、「相 互会社は今日的に期待される機能を果たすために、資産運用の在り方を大きく変化 させてきており、資産運用リスクがますます高まってきているが、このようなリス クの増大、多様化等に伴い他の金融機関と同様、総合的なリスク管理を行っていく 必要がある」としている。しかしながら、「『資本勘定』が充実化されれば、社員の 保険契約の履行が保全される等の効果が期待できるものの、当面の契約者還元が減 少する惧れがあるため、両者のバランスに十分配慮する必要がある」としている。 なお、「保険業法」には広義の自己資本概念に関する手続き面の規定が見られず、 加えて、実態面でも解決しなければならない面があり、法律上の手当てが必要であ るか等を検討する必要があるとしている。

(6) 区分経理、特別勘定の導入・活用28)

生命保険会社については、保険業法第88条、同施行規則第24条(いずれも当時)及び大蔵省銀行局長通達に基づいて、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険等につき、保有契約高、新契約高、責任準備金、支払備金等が区分して表示されていた。しかし、保険種類ごとの損益については、内部会計として監督官庁に報告されてはいるものの、事業費を保険種類ごとに配賦するための統一的な方式がなく、実際上、事業費は各社の合理的基準で配賦されていた。また、運用資産を一般勘定に属する資産とは区分して管理する特別勘定については、個人変額保険、変額年金福祉事業団保険、厚生年金基金保険及び企業年金保険にのみ設定されていた。

一方、損害保険会社については、33の保険種類ごとに事業損益計算が作成され、保有保険金額、新契約保険金額、責任準備金及び支払備金の残高等が区分表示されており、事業費も手数料、集金費及び社費が保険種類ごとに把握されていた。また、特別勘定は、積立普通傷害保険等の積立型商品について設定され、資産の分別管理と資産運用収支の区分経理がなされていた。ただし、合同運用の積立型商品については特別勘定がなく、損害保険会社の特別勘定は他の勘定との簿価分離がなされていなかった。

上記の状況を踏まえ、同報告は、「区分経理が推進されれば、運用収益等への貢献度が明らかになり、利益還元の公平性・透明性も確保される」と同時に、「保険種類相互間の内部補助を遮断することが可能となる」とする。また、「区分経理毎の損益が明確になれば、その損益に応じて経営資源を投入することが可能となり、事業運営の効率化」が図られることのほか、「保険商品の特性に応じた資金の運用(株式ハイリスク・ハイリターン型や短期運用型等)が可能となり、商品設計や価格設計の面で各社の創意工夫を生かす余地が拡大するものと考えられる」としている。そこで、生命保険会社については、①配当の仕組み、②保障内容、③資金の性格、④会社経営における重要性等の基準を踏まえた区分を提言する。損害保険会社については、「保険種類毎に事業損益計算書を作成しており、現行の方式で特に問題はない」とするが、合同運用の積立型商品については、例えば新規契約分からの区分経理等の検討が必要であることを同報告は示している。

(7) ディスクロージャーの在り方29)

同報告は、「保険会社の経営情報については、〔中略〕一般事業会社の有価証券報告書と同程度のレベルまで開示されている。〔中略〕一方、保険会社の商品選択情報については、〔中略〕順次改善が図られてきてはいるものの、未だ契約の事前・事後における選択提供が不十分である、との意見がある」とする。そして、保険会社の「ディスクロージャーの在り方」として、比較可能な簡便な価格情報の提供、

他の金融商品と類似している保険商品の同レベルの情報開示、ディスクロージャー 資料の入手の簡易化、ソルベンシー情報と一般勘定・特別勘定の区分情報の充実化 等を提言している。

(8) 生命保険に係るその他の経理上の諸問題30)

同報告は第9章で、「生命保険に係るその他の経理上の諸問題」として、配当準備金の繰入及び保険業法第86条に定められた準備金(以下、「86条準備金」という。)の取扱い、配当年度の在り方、2年目配当について検討し、報告を締めくくっている。

同報告を受けて、これに基づいた保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備 に関する具体案を検討し、その実施を確保するため、平成3年6月に大蔵省銀行局保 険部長の下に私的研究会である「保険経理フォロー・アップ研究会」が設けられた。³¹⁾

平成3年5月14日以後、保険審議会総合部会はそれまでの検討を踏まえて、「保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備」、「保険会社形態の在り方」、「保険会社の業務範囲の在り方」、「保険募集の在り方」及び「保険事業の監督の在り方」について審議し、平成4年5月29日の第53回総合部会で最終報告「新しい保険事業の在り方」を取りまとめることとなった。その後、これらは同年6月10日の保険審議会総会で審議され、同月17日に了承の上、答申として大蔵大臣に提出された。32) 平成4年6月17日付保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」は、それまでに公表された総合部会やワーキング・グループの報告を踏まえて取りまとめられたものである。

同答申³³ は、昭和50年以降の答申、具体的には、昭和50年答申「今後の保険事業のあり方について」、昭和54年答申「今後の生命保険事業のあり方」、昭和56年答申「今後の損害保険事業のあり方について」、昭和60年答申「新しい時代に対応するための生命保険事業のあり方について」、昭和62年答申「新しい時代を迎えた損害保険事業のあり方」に比べ、極めて大部な答申となっている。目次を見ると、「総論」として「保険事業を取り巻く環境の変化」、「保険事業の機能と特質」の分析に始まり、「保険事業の在り方の見直し」とその方向性を示した後、各論として「保険会社の業務範囲について」では「保険商品、資産運用手段・業務等、保険関連サービス、生損保兼営、他業態との関係」を採り上げ、「保険商品の販売について」では「規制緩和、販売チャネルの多様化、情報提供」等を、「保険経理・ディスクロージャーについて」では「リスク管理の在り方、責任準備金の在り方」等を、「保険会社形態について」では「社員総代会、社外取締役」等を、そして、「保険事業の監督について」では各種規制、「料率算定制度」等を採り上げている。このように保険事業に関する数多く

の事項について答申している。

同答申が従前のそれらに比べ特徴的な点は、以下の三点と考える。従来、保険審議会の運営方針はおよそ2年おきに生保の問題は生保部会、損保の問題は損保部会で審議するということであったが、今回は生損保を合わせた問題であるということで、総合部会を設けて検討を行った点である。これまでこのような方法は採られてこなかった。これが第一の特徴である。

第二の特徴は、あらかじめ「保険業法」の改正を念頭に置いていた点であろう。当時の「保険業法」は、昭和14年に制定され、「商法」(明治32年法律第48号)改正に伴う一部改正はあったものの、約半世紀の間、抜本的な改正が行われることはなかった。その間、保険事業を取り巻く環境は著しく変化しており、「保険業法」の抜本的な見直しの必要性が強く意識されたと考えられる。

第三の特徴は、保険事業固有の問題ばかりでなく、金融他業との関係を問題に盛り込んだ点である。これは、一連の金融制度改革の動きの中に保険事業もさらされていたことを反映している。実際、同答申が出される以前に、金融制度調査会の答申「新しい金融制度について」や証券取引審議会の各種報告が提出されている。したがって同答申を読む場合には、金融制度全体の動きを踏まえて理解する必要もある。

同答申の内容を整理すれば、図3-1-1のようになる。

同答申が触れた事項は極めて多岐にわたっているため、詳細は上記概念図並びに既に触れた総合部会、国際問題小委員会及び保険経理小委員会の各報告を参照していただきたい。ここでは、同答申の項目のうち(1)「保険会社の業務範囲」―「他業態との関係」、(2)「保険会社の業務範囲」―「生損保兼営」、(3)「保険商品の販売」、(4)「保険経理・ディスクロージャー」、(5)「保険会社形態」、(6)「保険事業の監督」について述べることとする。

(1)「保険会社の業務範囲」―「他業態との関係」

従前、銀行業、証券業及び保険業は明確に区分され、それぞれが他の事業を営むことはできなかった。しかしながら、金融の世界は大きく変化しつつあり、答申においても、「経済構造の変化、経済の国際化等に対応して、金融の自由化、国際化が進展し、また、世界的規模で金融の証券化が進んでいる。更に、情報処理技術の進展により金融の機械化が進んでいる」としている。このような環境変化により、保険事業も大きな影響を受け、貯蓄性の高い保険商品と他の金融商品との競合が進み、資産運用面でも保険事業における資産運用リスクが高まり、さらに保険事業運営に関する経営リスクも増大している。34)

また、金融制度及び証券取引制度の改革も進められていた。金融制度調査会は、平成3年6月の答申「新しい金融制度について」において、今後の金融制度全体の在り

●継続的監督の見 ●経営危機時の対 ■外国保険事業者 ■開業時の損制 呆除事業 ●公正で透明な行政運営 ●自己責任原則に基づく 市場原理の活用 ●国際的に調和のとれた の取扱い の監督 応の整備 制度の構築 の要請 ●事業経営のための財 ●株式会社への転換規 ●経営チェックの充実 保険会社形態 産的基礎の整備 の3つの方針 上の手票 国際的な調和のとれた制度 定の整備 (敕邻区) (金融仲介) 法律 規制緩和の動き ③公正な事業運営の確保 責任準備金積立方式の見直し ●区分経理、特別勘定の導入 ● アイスクロージャーの整備 インカム配当原則の見直 「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日) 保険事業の4つの機能の複合的発揮 含み益の取扱いの検討 ……保障(補償)、貯蓄、資産運用、 ●リスク 管理体制の整備 呆険経理 ディスクロ 証券化 金融 →新し、保険事業の在り方 国際化、 と証券、 様化の検討 (一社 専属制の見直し、 プローカー制度の 僚化、高度化等へ 利田者ニーズの多 ■販売チャネルの多 導入、銀行等の保 ●情報提供の充実 ②健全性の維持 保険商品 ●金融の自由化、●金融制度改革「バブル経済」 「バブル経済」 派る一連の問題 険販売問題) の販売 の対形 銀行·信託·証券 龍との ●業態別子会社 との相互参入 金融制度改革 事業の効率化 見直 金融の変化 他業 関係 保険事業の 予子会社方式主体●傷害・疾病・介 クロス・マーケ 護分野は本体 生損保兼営 由化による競争の促進、 保険審議会答申 ティング ●急速な高齢化 ●生活水準の向上、価値観の多様化 ●保険リスクの多様化、巨大化 ●企業の社会的役割に対する要請 サービス等の充実 ファイナンシャバ・ 403 プランニング・ 国際件の3つの福 置連 ードメ 保険 Щ \$ 3-1-1 ①規制緩和、 保険会社の業務範囲 ●資産運用手段、 業務の多様化 国民経済的見地、 × 田 ●資金調達の 資産運用 業務 経済・社会関係の変化 国民のニーズの変化 單力化 ●保険商品の多様化 料率・配当による 利用者の立場、 マーケティング ●商品販売と資産 保険商品 提携の活用 競争促進

「新しい保険事業の在り力─保険審議会の答申の概要─」『ファイナンス』平成4年8月号26ページ。

●契約者の意思を反映 した事業運営確保の ための措置

●健全性維持のための新しい 措置(ソルベンシー・マー

●行為規制の見直し●自主規制の活用

●弊害防止措置等 のための具体的

●兼営禁止規制の 見直し

■関連会社による 事業展開への規 制緩和の在り方

資産運用規制、 業務規制の

運用の一体的管理

●料率・配当規制の

保険商品規制の

西华河

料率算定制度の

●認可を通じた 適格性判断

指爾

ジンの考え方の導入)

方について、業態別子会社方式を主体としつつ、金融機関が相互に参入すること等の 提言を行った。証券取引審議会も平成3年6月の報告書「証券取引に係る基本的制度 の在り方について」において、資本市場の健全な発展の維持を基本としたうえで、公 募概念の見直し等を提言した。その後、平成4年3月に「金融制度及び証券取引制度 の改革のための関係法律の整備等に関する法律案 | が国会に提出された(同法律案は 平成4年6月に可決し、同法は成立(平成4年法律第87号)した。)。35)

このような状況を踏まえ、同答申は、「最適な資産運用の実現等を通じて保険事業 をより円滑に遂行していくためには、単に資産運用として資金供給を行うのみでなく、 併せて多様化、高度化する資金需要者等の金融サービス等に対するニーズに応えるこ とが必要となっている。〔中略〕我が国においても〔中略〕金融制度及び証券取引制 度について〔中略〕改革が行われた後には、金融機関は、子会社が行うものも含め、 資金需要者等に対して幅広い金融サービス等を提供することが可能となる。その際、 保険会社についても幅広い金融サービス等を提供する途が開かれなければ、保険会社 の資金需要者等のニーズへの対応力は金融機関に比して相対的に低下することになる ことから、保険会社の資産運用において有利な運用機会の確保が困難になること等が 想定される。このような保険会社の資産運用の安定性、効率性の低下は、保険商品の 有する貯蓄機能や保障機能の低下につながり、結果として、契約者の利益が損なわれ るおそれがある。〔中略〕一方、保険事業には、新規参入の促進も含め、適正な競争 を促進することにより、事業の効率化を進めることが求められている。また、保険商 品の有する貯蓄機能に対するニーズの高まりと保険商品と他の金融商品の接近等を背 景にして、銀行等・信託銀行・証券会社による保険事業への参入についても、それぞ れがこれまで培ってきたノウハウ等を基礎に、業務の適正な遂行が見込まれるように なっている」との認識の下に、保険会社の銀行・信託・証券業務への参入及び銀行 等・信託銀行・証券会社の保険事業への参入の推進を提言する。36)

そして、相互参入の方式については、「(i)本体での参入には、リスク管理、利益相 反行為による弊害の防止、事業の健全性維持、競争条件の公平性等の面で問題が多い こと、(ii)金融制度改革における相互参入は業態別子会社方式を主体に行われること等 から、基本的にはリスク遮断、利益相反行為による弊害の防止等の面で優れている業 態別子会社方式によることが適当である」としている。ただし、業態別子会社の業務 範囲については、「当初は、競争条件の公平性の確保等の観点から、金融制度改革に おける他業務の子会社の業務範囲との整合性を図り、一定の範囲とし、その後これら の状況の変化を勘案しつつ、拡大していくことが適当」としている。³⁷⁾

また、相互参入に当たっては、「銀行・信託・証券間の措置も参考にして、必要最 小限度の実効性ある弊害防止措置について、検討が行われる必要がある」とし、「保 険会社の子会社が銀行・信託・証券業務に参入する場合には、行政当局の認可を通じ、 親保険会社について、リスク管理体制の整備状況、ソルベンシー・マージンの状況等を考慮して、適格性を判断することが適当と考える。一方、銀行等・信託銀行・証券会社の子会社が保険事業に参入する際には、親銀行等については、保険事業への参入を行うにふさわしい自己資本その他の面における財産的基礎等を求めるべきと考える」とした。³⁸⁾

(2)「保険会社の業務範囲 | -- 「生損保兼営 |

従来の「保険業法」には生損保兼営の禁止が謳われ、その業務範囲は明確に分離されていた。その兼営の禁止はリスク及び保険期間の差異に基づいていた。生命保険事業、損害保険事業の定義はそれまで、保険業法に存在せず、専ら商法による契約法上の定義に依拠せざるを得なかった。また、商法に明確な規定のない傷害・疾病・介護分野(いわゆる第三分野)の保険については両業界がその事業を営むことが認められていた。ただし、生命保険は疾病を中心に定額的なものとし、損害保険は傷害を中心に損害填補的なものとし、それぞれの特色を発揮するよう努めるとする分野調整がなされていた³⁹⁾。

同答申は、傷害・疾病・介護分野に関して、「〔生損保〕両事業の取り扱う商品に同質化の傾向が見られる」こと、「統計の整備、再保険の利用、損害保険会社の積立保険への依存の高まり等により、現行の生損保兼営禁止の根拠であるリスク及び保険期間の差異が縮小している」こと等を踏まえ、「生命保険、損害保険両事業の競争促進を通じ、事業の効率化を進め、利用者のニーズへの的確な対応を図るという観点から、これまでの生損保兼営の禁止を見直し、本体及び子会社を通じるものを含め、両事業の兼営を可能にすることが適当である」とする。⁴⁰⁾

生損保兼営の方式としては、①明確なリスク遮断が可能であること、②それぞれの事業、商品の特性に応じた募集体制、監督面における差異に対して段階的に対応しつつ、相互乗り入れを行うことができること、及び③諸外国でも子会社、持株会社を通じた兼営が一般的であることに照らして、子会社方式を主体とすることが適当であるとした。また、子会社が取り扱うことのできる保険種類については、制度上、生命保険会社、損害保険会社それぞれに認められるものすべてとすることや、経営資源の有効活用の観点からクロス・マーケティング(子会社が親会社の販売チャネルを活用すること)を可能とすることが適当であるとしている。41)

また、傷害・疾病・介護分野においては、定額制、損害填補性の区分にかかわらず、制度上、生損保本体での幅広い取り扱いを可能とすることが適当であるとする。生損保本体の相互乗り入れについては、子会社方式による乗り入れ等とのバランスにも留意しつつ、外国保険事業者を含めた中小保険会社の依存度の高い保険種類については「段階的な措置を設けることを含め、その実施の時期及び方法等について十分配慮す

ることが適当である」ほか、生損保間で異なっている制度を調整する検討が必要であるとしている。 $^{42)}$

以上を踏まえ、「生損保兼営に関して法制的な検討を行うに際しては、保険業法に生命保険事業、損害保険事業の定義を設けることについて検討するとともに、生命保険会社、損害保険会社がそれぞれ本体で取り扱える保険の範囲を法令上明確にし、本体での兼営を制限しつつ、子会社を通じて兼営を行うことができるように、兼営禁止規定を見直す方向で検討することが適当である」としている。⁴³⁾

(3)「保険商品の販売」

損害保険における主たる販売チャネルは代理店で、その代理店には乗合代理店があるが、生命保険の販売チャネルは募集人(外務員)で、その募集人は一社専属であり、生命保険会社各社は自社の募集人の募集・教育に多大な努力を払ってきた。一方、利用者の立場からすれば、一社専属の場合にはその募集人が属する会社の商品しか選択できないといった指摘もなされていた⁴⁴。

同答申は、保険販売についての基本的な考え方として、種々の環境変化の中、保険商品の特性に応じた販売チャネルの多様化・効率化、利用者への情報提供の充実化、十分なコンサルティング・サービスの提供が求められており、保険販売の在り方について見直す必要があるとしている。⁴⁵⁾

生命保険における募集人の一社専属制については、それまでの改善努力等を通じ、一社専属制が販売活動の安定化、生命保険事業の健全な発展に貢献してきたことを挙げて、「今後とも各社において一社専属チャネルの高度化、効率化が図られることが望ましい」とする一方、「商品特性に応じた販売チャネルの多様化、効率化は、利用者の立場、国民経済的見地からすれば不可欠のものである。また、乗合代理店による販売が行われている損害保険事業との兼営、労働力需給の逼迫等の環境の変化を考慮する必要が生じている。このため、一社専属制を見直し、一社専属・乗合のいずれを選択することもできるようにすることが望ましい方向であると考えられる。したがって、法律により全て一社専属を義務づけている現行の制度を見直し、生命保険商品の販売についても、乗合チャネルを可能とするような制度とする必要がある」としている。ただし、「利用者保護、激変緩和、競争条件の公平性等に留意しつつ、当面は弊害の生じるおそれの少ない商品あるいは販売チャネルから乗合を進めるなど、段階的にその範囲を拡大していくことが適当である」とも付言している。46)

なお、募集体制に関して、中立的な立場から利用者に最適な商品をアドバイスすることが期待されるブローカーについては、「制度として、参入の途を開いておくことが適当である」としている。 $^{47)}$

また、日本で認められていない銀行等による保険販売について、諸外国においては、

米国・ニューヨーク州、カナダでは原則禁止とされる一方、欧州諸国ではその態様は必ずしも一様ではないが認められていた。保険審議会における議論においては、①銀行等の他業禁止の趣旨に抵触すること、②利用者に対するアフターサービスの提供が十分に期待し得ないこと、③影響力を行使した販売、個人情報の乱用等の利用者保護上の問題があるとの意見が出される一方で、④利用者の利便の向上、販売チャネルの多様化・効率化の促進、⑤銀行が販売しても弊害の少ない保険商品やアフターサービスの度合いの少ない保険商品もあること、⑥予想される弊害に対しては所要の措置を講じたうえで銀行等による保険の販売を認めるべきであるとの意見が出されたとしている。480

これらに関して同答申は、「銀行等による保険販売については、利用者利便の向上、販売チャネルの多様化、効率化に資すること等からは望ましいと考えられる。一方、影響力を行使した販売による弊害の可能性も十分考慮しなければならない。したがって、銀行等の保険販売については、これまでの金融制度改革における相互参入についての議論を踏まえつつ、弊害防止の可能性、銀行等に係る他業禁止等の観点から、更に十分な検討が行われる必要がある。また、銀行等と保険会社の提携商品の販売の在り方について、利用者利便の向上の観点から、募取法との関係を踏まえ、〔中略〕紹介行為との関係を明確にしつつ、行政当局において検討が行われることが望ましい」としている。⁴⁹⁾

(4) 「保険経理・ディスクロージャー |

同答申は、保険経理の見直し、ディスクロージャーの整備に関連する諸問題のうち、 特に重要な点として次の五つの点について提言している。

①リスク管理の在り方: 保険会社が直面する諸リスクの増大に対応するために、「従来のように責任準備金あるいは株式含み益等に頼るのではなく、責任準備金を超えて保有する支払余力としてのソルベンシー・マージンを充実」し、「これを行政上のモニターあるいは監督を行う際の指標」として活用する必要がある。そのために、「行政当局においては、〔中略〕ソルベンシー・マージン基準を確定するとともに、その活用方法について具体的検討を行う必要がある。」500

ソルベンシー・マージンは、しばしば「支払余力」と訳されているが、その考え方は主としてEC(European Community)諸国で採用されていた。また、米国及びカナダにおいても、類似の考え方が採られており、保険会社が有する諸リスクを定量化してそれを分母とし、それら諸リスクに備えるべきバッファーとしてのソルベンシー・マージンを分子として計算した数字である。 51 その数字が 1 未満であれば、バッファーよりも諸リスクの方が大きいこととなる。そこで行政上、これをモニターし、数字が一定の値になった場合には監督上活用するというもの

であった。

- ②責任準備金の在り方: それまで健全性を最も重視した「純保険料式による積立 てを原則とする生命保険会社の責任準備金の積立方法」については、「標準責任 準備金」の考え方を導入し、「当面は純保険料式による積立てを標準とした上で、 積立方式や計算基礎率に弾力性を持たせることが適当である。また、このような 責任準備金の積立方式等について、行政当局の認可を受けた上で、各社の保険計 理人が責任を持って適切な責任準備金の積立水準を検証し、行政当局へ報告する 等の仕組みを設けることが適当である。」⁵²⁾
- ③インカム配当原則の見直し及び含み益の取扱いの検討: 「現在の配当体系を見直し、株式含み益の機能〔中略〕の整理・明確化を行い、キャピタル・ゲインを含む総合収益を基にした配当方式に改善する必要がある。」また、「公平な配当還元を行うための基本的考え方として、契約者(群団)の保険契約期間にわたる貢献度合い(持分)を把握する、いわゆるアセット・シェア方式を導入することが適当である。」53)
- ④区分経理及び特別勘定の導入・活用: 区分経理及び特別勘定の導入・活用を促進する必要があり、その具体化に当たっては、「合理的かつ公平な事業費等の配賦基準を策定し、区分経理モデルを作成することが不可欠である。」⁵⁴⁾
- ⑤ディスクロージャーの整備: 「保険事業の透明性を確保する観点から、利用者への商品情報や配当情報の提供、公衆縦覧制度の導入を含むディスクロージャー資料へのアクセスの改善等について、他業態とのバランスを図りつつ積極的かつ自主的に検討し、推進していく必要がある」。55)

なお、このうち「①リスク管理の在り方」に関連して、平成3年6月に大蔵省銀行局保険部長の下に設置された「保険経理フォロー・アップ研究会」において、幾つかの項目とともにリスク係数やソルベンシー・マージンの構成項目の検討が行われている。平成5年11月17日開催の同研究会において、保険会社のソルベンシー・マージン基準の試案が審議された。その試案によれば、ソルベンシー・マージン比率の計算式は次のとおりである。

「基準A又は基準B=(基準A又は基準Bに定めるソルベンシー・マージン総額) ÷(基 準リスク相当額×2分の1)×100」

計算式中の、「ソルベンシー・マージン総額」について、「基準A」は、①資本の部の合計(未処分剰余金中の社外流出予定額及び社員配当準備金繰入額を除く。)、②86条準備金等の9項目の総額とされており、「基準B」は、上記「基準A」の一部(7項目)

の総額とされている。また、「基準リスク相当額」については、各リスクを定量化し、保険リスクと資産運用リスクの合計で計算することとされている。なお、「基準A」は早期警戒システムの指標として活用し、「基準B」は保険会社が着実に発展し続けるための基準として使用すること等が考えられるとされた。⁵⁶⁾

しかしながら、これを有効な指標として活用するには保険会社の経営の実態を適切に反映しているかを検討しなければならず、また、法律的な位置付けをどうするかといった点についても検討の必要があったとされた。 $^{57)}$

(5)「保険会社形態 |

保険業法は、「保険事業を行う会社形態として相互会社と株式会社を認めている。このうち相互会社は契約者と社員が同一であり、社員自治により事業運営を行う保険事業独自の会社形態である。〔中略〕我が国においては、明治35年、初めて生命保険相互会社が設立されたが、これはドイツの相互会社に範をとり、契約者に対しより低廉な保険サービスを提供することを理念としたもの」であった。その後、「相互会社と株式会社が併存」してきたが、「戦後、連合軍総司令部が財閥解体等企業の民主化の一環として相互会社への転換に積極的であったことを背景に、多くの生命保険会社が相互会社形態で再出発」を図り、「相互会社が戦後一貫して高いシェアを有してきた」。58)

株式会社における株主総会に相当するものは、相互会社においては社員総会である。しかし、相互会社では、「膨大な数に上る社員を集めて社員総会をやるということは事実上不可能にひとしい」。⁵⁹⁾ そこで保険業法は、社員総会に代えて、社員総代会の開催を認めている。社員総代が民主的に選ばれていれば、社員自治に問題は生じないであろうが、必ずしもそうとはいえない面があった。例えば、多くの社員総代が地域の名士で偏りが見られる場合があった。当時、社員総代会をはじめとした相互会社形態の下での会社経営について国民一般の関心が高まってきていた。⁶⁰⁾

相互会社が抱える諸問題については、昭和63年5月に大蔵省銀行局保険部長の私的な研究会として「保険問題研究会」が設けられ、そこで種々の議論が行われた。そして、その結果が平成元年5月に「相互会社制度運営の改善について一保険問題研究会報告一」⁶¹⁾として公開された。同報告では、相互会社の機関(社員総代会、取締役会、評議員会、契約者懇談会)の改善、少数社員権の改善、ディスクロージャーの改善等の検討結果が示された。

この保険問題研究会での検討や保険審議会総合部会等での審議結果を踏まえ、同答申は、相互会社においては、①「契約者本位の事業運営を確保するために〔中略〕実効性のある経営チェック体制を整備、拡充」し、②「継続企業として保険事業を円滑に遂行していくために、増大する諸リスクに対応した『事業経営のための財産的基

礎』という考え方を整理」するほか、③「社員の合意に基づき株式会社への転換を図る場合に備えて、規定の整備を行うことが必要」としている。⁶²⁾

具体的にはまず、各相互会社は、社員自治の考え方に基づいて契約者の意思を十分に反映した事業運営を実現するために、「社員総代会等について〔中略〕方策を講じることにより、主体的に経営チェックの充実に取り組む必要がある」とするほか、少数社員権について、「株式会社に係る法規制とのバランスにも配意しつつ、社員権の実効性が確保されるよう〔中略〕方策が講じられる必要がある」とし、それらの改善のための方策を提言している。⁶³⁾

また、「負債の一部及び株式含み益の一部を含めた広い意味での内部留保等は、相互会社が継続企業として事業を円滑に遂行していくために必要な財産的基礎となるものであるから、これを『事業経営のための財産的基礎』として整備、充実することとし、契約者保護のための財産的なよりどころとする必要がある」としている。この整備に当たっては、「剰余金分配(配当)と内部留保とのバランス」をとり、「内部留保の決定に関する権限の明確化、計算手続の明確性・透明性の確保等を図る必要がある」としている。さらに「検討課題としては、『事業経営のための財産的基礎』を拡充するための方策として、①基金の再募集、及び②劣後債等発行〔中略〕について、専門的な観点から検討が行われることが望ましい」としている。64

そして、「諸外国において既に見られるように、資本調達能力の向上やこれを背景とした事業展開等を目的として、相互会社が社員の合意に基づき、株式会社への転換を図る可能性が生じるものと考えられ〔中略〕、このような事態に対応できるように、諸外国の立法例等を参考に、相互会社の株式会社への転換規定を整備する必要がある」としている。⁶⁵⁾

(6)「保険事業の監督」

保険事業を取り巻く環境変化に伴い、その監督の見直しにおいては、規制緩和、自由化によって保険事業における競争の促進を図りつつ、各社の創意工夫の発揮が容易となるような枠組みの設定が求められていた。⁶⁶⁾

日本の保険事業の監督は、いわゆる実体的監督主義⁶⁷⁾ を採用していた。同答申は、「保険事業の商品・経理の複雑性、公共性等を考慮すれば、その監督の在り方として、公示、準則による規制のみでは対応が困難であること等から、今後も現行の監督の基本的枠組みについては、維持すべきものと考えられる」として、実体的監督主義を踏襲している。そのうえで、「行政運営の透明性向上の要請等を踏まえ、保険事業の監督についても、極力、公示・準則的要素を取り入れていくことが適当である」としている。そして、「保険会社に対する個別的な規制、指導について、透明性の向上、簡素化を図る観点から、通達等の見直しを行い、法令化の必要なもの、通達等として存

続が必要なもの、廃止すべきものに分類し、整理、合理化を進める必要がある。また、 行政当局が許認可等の処分を行う場合は、極力、明確な基準に基づいて行うことが適 当である」と、従前の審議会答申に比べ一歩踏み込んだ指摘を行っている。⁶⁸⁾

以上が保険事業に関する監督について同答申の基本的な考え方であるが、保険会社 に対する個別の規制について、同答申の提言は次のとおりである。⁶⁹⁾

- ①開業時の規制: 保険事業については、免許制を維持するとともに財産的基礎、 経営者の適格性等の免許基準、手続の明確化等を図る必要があり、また、保険会 社の資本金・基金の最低額を引き上げることが適当である。
- ②事業開始後の継続的な監督: 基礎書類については、認可制の見直しに併せて、 基本的事項の法令化の検討を行うとともに、整理・統合する必要がある。保険業 法における報告徴収権、検査権、監督命令権、基礎書類の変更命令権等の規定に ついては、同権限発動の目的、要件等の限定化と明確化の必要がある。
- ③保険商品に係る規制: 商品認可の枠組みについては、これを維持しつつも、基礎書類の整理、見直しや基本事項の法令化を図ることにより、認可に係る事項を縮小するとともに、契約者保護の面で問題が少ないと判断される商品分野等について届出制に移行する途を開いておくことが適当である。
- ④料率、配当に係る規制: 料率規制については、契約者間の公平性等の基本原則の法令化を図る必要がある。また、健全性維持のための新たな措置等により、適正な料率の設定が確保でき、契約者保護等の面で問題が少ないと判断される分野については認可制を緩和して届出制に移行することが望ましい。配当の承認制については、適切な経理上の措置を前提に廃止することが望ましい。その際、配当に関する基本原則を法令等に規定するとともに、保険計理人が配当の妥当性を検証し、行政当局に届け出る等の仕組みを設けることが適当である。
- ⑤料率算定制度等⁷⁰: 料率算定の枠組みとしては、対象とする保険種目すべてについて営業保険料率を算定するという制度を見直し、状況の変化に対応して、問題が生じるおそれが少なくなったものについて純保険料率部分のみに遵守義務を課し、付加保険料率はアドバイザリー・レートとして提示することもできる制度を導入することが適当である。また料率算定会には、データ・バンクとしての機能を一層充実することが求められる。さらに、人的構成面において一層の中立性、独立性の確保が要請されるとともに、ディスクロージャーの充実等を図る必要がある。
- ⑥資産運用規制: 必要な基本的事項の法令化を図る必要がある。財産利用方法書については他の基礎書類とともに整理、見直しを図ることが適当である。また、ソルベンシー・マージン基準の実効性を考慮しつつ、財産利用方法書の認可制を届出制等に緩和することが適当である。

- ⑦経営危機時の対応: 新しい経営危機対応制度として、支払保証基金のような安 全ネットを整備する必要がある。
- ⑧外国保険事業者の取扱い: 保険審議会国際問題小委員会の報告においては、契 約者保護及び国際的観点から、外国保険事業者の取扱いについてはできる限り内 国保険会社の取扱いと同一にすべきであるが、本店が国外に所在し、監督が及ば ないという外国保険事業者の特性に起因する差異は残さざるを得ないといった基 本的な考え方が示された。以後、保険業法が改正される場合、外国保険事業者に 関する法律を一本化することを含め、法制的な観点から検討が行われることが適 当である。
- ⑨自主規制の活用: 生命保険協会、日本損害保険協会等の業界団体の役割、新た な自主規制機関の設立の要否、法的位置づけ等、自主規制の在り方について法制 的な観点を含めさらに検討が進められる必要がある。

(参考) 保険審議会答申(昭和60年答申及び昭和62年答申)の指摘事項とその具体化状況

Ⅰ 生命保険(昭和60年答申「新しい時代に対応するための生命保険のあり方」)

答申指摘事項	具体化状況
1.多様性・自在性ニーズへの対応	
(1)契約締結時の多様性	
○商品種類の多様化	●歯科保険の開発
	●終身保険の保障内容を死亡保障、年金保障及び
	介護保障の単独もしくは組合せに変更できる制
	度の導入
	●女性専用医療特約の普及
○保険料率設定の多様化	●修正保険料方式の普及
○保険料支払方法の多様化	●保険期間の中途での保険料の一部一時払制度の 導入
	●一部の会社がコンビニエンス・ストアと提携し
	て店頭からの保険料払込を実施
(2)契約締結後の自在性	
○中途増額制度の充実	●一時払増額制度 (終身保険、養老保険等) の普及
○転換制度の充実	●転換の多方向化は実施済
	●終身保険の保障内容を死亡保障、年金保障及び
	介護保障の単独もしくは組合せに変更できる制 度を導入
2.自由化・国際化への対応	
(1)資産運用の効率化	
○資産運用規制の緩和	●住宅ローン債権信託の取扱いを開始
	●抵当証券の販売開始
(2)経営効率を反映した保険料率・配当	●昭和63年度の配当については、経営の効率化を
○価格競争原理の活用	反映し費差配当を増配の見込
○特別配当によるキャピタル・ゲイン	●昭和63年度はさらに充実の見込
の還元	

- 3.年金ニーズへの対応
 - (1)個人年金
 - (2) 団体年金
- 4.医療・福祉ニーズへの対応
 - (1)医療ニーズへの対応
 - (2)健康・福祉ニーズへの対応
- 5.情報化・システム化への対応
 - F.
 - (2)システムの共同化

- ●夫婦連生年金の普及
- ●変額年金福祉事業団保険の開発
- ●団体生存保険の開発
- ●本年(昭和63年)中に企業年金保険の新商品を 発売予定
- ●歯科保険の開発
- ●女性専用医療特約の普及
- ●多重の入院給付を受け取る等のモラルリスクを 排除するため契約内容登録制度を充実(平成元 年10月実施予定)
- ●生命保険協会において要介護老人の介護体制の 整備・充実を支援する施策を昭和63年度より検 討中
- (1)システム化による契約者サービスの向 ●一部の会社で電話で契約者貸付金等を照会でき る音声応答サービスを実施
 - ●保険募集人登録制度のシステムが、東京都、神 奈川県で稼働

Ⅱ 損害保険(昭和62年答申「新しい時代を迎えた損害保険事業のあり方」)

答申指摘事項 具体化状況 1.家計分野における保険ニーズへの対応の あり方 (1)商品の改善・多様性 ○ライフステージに適合した「セグメ」●青年アクティブライフ総合保険、夫婦ペア総合 ント商品 の開発 保険、新積立女性保険の開発 ○経済・社会の構造変化に対応した商 ●ホリデーレジャー総合保険、介護費用保険、学校 旅行総合保険の開発、医療費用保険の改善 品の開発・改善 ○積立型商品の改善 ●一部一時払(頭金)制度、保険契約の自動継続 制度、保険金額逓増制度、保険内容の転換制 度、中途返戻金制度の導入による積立型商品の 利便性、自在性の向上 (2)保険サービスの充実 ●火災保険における仮住まいの手配 ●夜間休日の事故受付、相談サービスの充実 ●安全・防災サービスの充実 (3)資産運用力の強化 ○資産運用体制の整備・充実 ●機構改革、運用部門の人員の増強・育成、投資 子会社等の設立による運用体制の整備・充実 ○資産運用規制の適時適切な見直し ●住宅ローン債権信託の取扱い開始 ●長期利付国債の窓口販売の開始 (4)システム化の推進 ●システムの高度化 ●安全対策の充実 2.企業分野における保険ニーズへの対応の あり方 (1)商品の改善・多様化

- ○情報化の進展への対応
- ○賠償責任リスクの増大への対応
- (2)保険サービスの充実

3.損害保険事業の国際化のあり方

- ●コンピュータ総合保険、情報サービス業者・電気 通信事業者賠償責任保険の改善
- ○経済のサービス化・ソフト化への対 ●民間家賃信用保険、フランチャイズ・チェーン総 合保険の開発
 - ●看護婦賠償責任保険、測量士賠償責任保険の開
 - ●安全・防災サービスの充実
 - ●海外のリスク事情に関する情報提供能力の充実
 - ●安定的な再保険カバーの確保、アンダーライティ ング能力の強化による再保険の収支改善等
- (出所) 「3.保険審議会答申の具体化状況 (63年度以降)」大蔵省銀行局保険部長講演録『保険行政の当面の諸 問題』(平成元年、年金研究所) 31-33ページより作成。

(注)

- 1) 保険審議会答申「新しい時代に対応するための生命保険事業のあり方」(昭和60年5月30 日)保険研究会編『保険審議会答申集』(平成元年、株式会社財経詳報社)191-233ページ。
- 2) 保険審議会答申「新しい時代を迎えた損害保険事業のあり方」(昭和62年5月19日)保険 研究会編『保険審議会答申集』(平成元年、株式会社財経詳報社) 235-260ページ。
- 3) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史―昭和49~63年度』第6巻「金融| 343-344ページを参照されたい。
- 4) 当時の具体化の詳細については、後掲の「(参考)保険審議会答申(昭和60年答申及び 昭和62年答申)の具体化状況 | を参照されたい。
- 5) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史―昭和49~63年度』第6巻「金融| 338ページを参照されたい。
- 6) 『銀行局金融年報 平成元年版』97ページ。大蔵省銀行局保険部長講演録『保険行政の当 面の諸問題』(平成元年、年金研究所)57ページ。
- 7) 以下の記述は、保険審議会総合部会報告「保険事業の役割について」(平成2年6月1 日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重 要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)175-201ページによる。
- 8) 保険審議会総合部会報告「保険事業の役割について」(平成2年6月1日) 株式会社損害 保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文) 一』(平成4年、株式会社損害保険企画)178-180ページ。
- 9) 保険審議会総合部会報告「保険事業の役割について」(平成2年6月1日) 株式会社損害 保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文) 一』(平成4年、株式会社損害保険企画)180-185ページ。
- 10) 保険審議会総合部会報告「保険事業の役割について | (平成2年6月1日) 株式会社損害 保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文) 一』(平成4年、株式会社損害保険企画)188-187ページ。
- 11) 以下の記述は、保険審議会総合部会報告「保険事業の役割について | (平成2年6月1 日)の「第3章今後の保険事業の課題」株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方 ―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)─」(平成4年、株式会社損害保険企 画) 187-200ページによる。

- 12) 保険審議会総合部会報告「保険事業の役割について」(平成2年6月1日)の「第4章 保険事業の担うべき役割」株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会 平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)200-201 ページ。
- 13) 保険審議会総合部会経過報告「保険会社の業務範囲の在り方について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)――(平成4年、株式会社損害保険企画)207-209ページ。
- 14) 保険審議会総合部会経過報告「保険会社の業務範囲の在り方について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)208ページ。『銀行局金融年報平成3年版 | 87-88ページ。
- 15) 以下の記述は、保険審議会総合部会経過報告「保険会社の業務範囲の在り方について」 (平成3年4月26日)の「第1章」部分(株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り 方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)一』(平成4年、株式会社損害保険 企画)209-218ページ)による。
- 16) 生命保険が比較的正確な統計的根拠に基づく長期の契約であるのに対して、損害保険は 比較的推定を加えた損害率に基づく短期の契約であることを理由として兼営を禁止してい たというものである。
- 17) 保険審議会国際問題小委員会報告「国際問題小委員会報告」(平成3年4月26日)株式会 社損害保険企画『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集 (全文)一』(平成4年、株式会社損害保険企画)264ページ。
- 18) 『銀行局金融年報 平成3年版』86-87ページ。
- 19) 保険審議会国際問題小委員会報告「国際問題小委員会報告」(平成3年4月26日)株式会 社損害保険企画『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集 (全文)一』(平成4年、株式会社損害保険企画)261-275ページ。
- 20) 保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)280-281ページ。
- 21) 保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)282-285ページ。
- 22) 以下の記述は、保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)286-289ページによる。
- 23) 以下の記述は、保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)290-294ページによる。
- 24) アセット・シェア方式とは、各契約者の各年のキャッシュ・フローに評価利率(総合利

- 回り等)を乗じたものの累積額を、契約者ごとのアセット・シェアとし、これを契約期間を通じ契約者に還元する方式である(保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)292ページ)。
- 25) 以下の記述は、保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)294-296ページによる。
- 26) 以下の記述は、保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)296-301ページ、『銀行局年報平成3年版』94ページによる。
- 27) 以下の記述は、保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)301-306ページ、『銀行局年報平成3年版』94-95ページによる。
- 28) 以下の記述は、保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)306-310ページ、『銀行局年報平成3年版』94-95ページによる。
- 29) 以下の記述は、保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)310-312ページによる。
- 30) 以下の記述は、保険審議会保険経理小委員会報告「保険経理の見直し及びディスクロージャーの整備について」(平成3年4月26日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)312-315ページによる。
- 31) 『銀行局金融年報 平成4年版』85ページ。 同研究会の主な検討項目を挙げると、(1)区分経理、特別勘定の導入・活用、(2)リスク管理の在り方、(3)含み益の取扱い、(4)インカム配当原則の見直し、(5)責任準備金の在り方、(6)相互会社の貸借対照表と損益計算書の見直し、(7)ディスクロージャーの在り方であった(大蔵省銀行局保険部長講演録『保険制度改革について』(平成6年、年金研究所)58-59ページ)。
- 32) 『銀行局金融年報 平成4年版』85-88ページ。
- 33) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)57-173ページ。
- 34) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)69ページ。

- 35) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)71-72ページ。
- 36) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)100-101ページ。
- 37) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)102-103ページ。『銀行局金融年報平成4年版』90-91ページ。
- 38) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)103ページ。
- 39) 昭和40年に行政当局より、第三種保険説ないし中間保険説の採用が適当との考え方が示された(「傷害、疾病保険の分野調整について」(昭和40年12月24日)社団法人生命保険協会『昭和生命保険史料 第七巻 成長期』434ページ、444ページ)。
- 40) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)一』(平成4年、株式会社損害保険企画)97ページ。
- 41) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)97-98ページ。『銀行局金融年報平成4年版』90-91ページ。
- 42) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)98-99ページ。『銀行局金融年報平成4年版』90-91ページ。
- 43) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)99ページ。
- 44) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)107-109ページ。
- 45) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)106-107ページ。
- 46) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)一』(平成4年、株式会社損害保険企画)108-110ページ。
- 47) 『銀行局金融年報 平成4年版』91ページ。保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」 (平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成 4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)110-111ページ。
- 48) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)111ページ。

- 49) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)112ページ。
- 50) 『銀行局金融年報 平成4年版』92ページ。保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」 (平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成 4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)117-118ページ。
- 51) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)118ページ。
- 52) 『銀行局金融年報 平成4年版』92ページ。保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」 (平成4年6月17日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成 4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)119-120ページ。
- 53) 『銀行局金融年報 平成4年版』92ページ。保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」 (平成4年6月17日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成 4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)121ページ。
- 54) 『銀行局金融年報 平成4年版』92ページ。保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」 (平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成 4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)123ページ。
- 55) 『銀行局金融年報 平成4年版』92ページ。保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」 (平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成 4年答申と過去重要答申集(全文) ―』(平成4年、株式会社損害保険企画)124ページ。
- 56) 大蔵省銀行局保険部長講演録『保険制度改革について』(平成6年、年金研究所)60-62ページ。
- 57) 大蔵省銀行局保険部長講演録『保険制度改革について』(平成6年、年金研究所)62ページ。
- 58) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)124-125ページ。
- 59) 『保険行政の当面の諸課題』(平成元年、年金研究所) 63ページ。
- 60) 「相互会社制度運営の改善について―保険問題研究会報告―」(平成元年5月26日) 保険研究会編『保険事業の在り方の見直し―保険審議会の報告―』(平成3年、株式会社財経詳報社) 195-199ページ。
- 61) 「相互会社制度運営の改善について―保険問題研究会報告―」(平成元年5月26日) 保険研究会編『保険事業の在り方の見直し―保険審議会の報告―』(平成3年、株式会社財経詳報社) 191-206ページ。
- 62) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)126ページ。
- 63) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)127-131ページ。
- 64) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画

『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成 4年、株式会社損害保険企画) 133-134ページ。

- 65) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成 4年、株式会社捐害保険企画) 136ページ。
- 66) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―|(平成 4年、株式会社損害保険企画) 137ページ。
- 67) 保険事業の監督方式には、①公示主義、②準則主義、③実体的監督主義の三つの方式が ある。「公示主義」は、保険会社の財務状況、事業成績を定期的に開示し、一般消費者及 び市場に保険会社の経営の監視を委ねる方式で、イギリスやオランダでは当初この主義が 採用されていた。「準則主義」は、法令で保険会社がよるべき基準を定め、保険会社は、 この基準に基づく限り自由な経営を行うことができるというものである。これらに対して 「実体的監督主義」は、保険会社の営業に免許を必要とし、かつ行政当局が保険会社の日 常の経営活動にきめ細かく目配りをし、基礎書類等の認可を通じて実体的に監督を行う主 義である (古瀬政敏「保険業とその規制」(近見・前川・高尾・古瀬・下和田著『現代保険 学』(平成10年、有斐閣) 146ページ)。この実体的監督主義においては、行政当局が包括的 に全体を監督するため、新商品の認可等、個別の事柄について臨機応変に監督することが できる一方、行政と業界とが密着し、一般消費者等の利益が損なわれる可能性は否めない と考えられる。
- 68) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成 4年、株式会社損害保険企画) 137-138ページ。
- 69) 以下、『銀行局金融年報 平成4年版』93-94ページ。
- 70) 損害保険事業においては、火災保険、自動車保険、傷害保険の主要な保険種目について、 「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立される料率算出団体が算出し、認可 を受けた営業保険料率に対し、会員各社が遵守義務を負う制度が採られている(保険審議 会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画『新しい保 險事業の在り方─保險審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)─ (平成4年、株式 会社損害保険企画)142ページ)。つまり、上記保険種目の価格は統一され、価格競争は行 われなかったのである。

料率算定制度の背景としては、損害保険事業ではコストは事後的に確定し、その予測が 困難なこと、及び料率算出のデータは多ければ多いほどより安定した値を求めることがで き、個別の会社がそのような大量のデータを独自に蓄積することは困難なことにその理由 があった(保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害 保険企画『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文) ―』(平成4年、株式会社損害保険企画)142ページ)。

しかしながら、同答申は、諸外国においては純保険料率の算出や遵守義務のないアドバ イザリー・レートの提示が主流となっていること、行政当局の料率規制により過度な料率 引下げ競争は生じにくいこと、付加料率を含めた営業保険料率に遵守義務が課せられてい るため、各社の経営の効率化による付加料率引下げの努力にインセンティブが働かず、保 **険契約者の利益が損なわれていること等の理由から、料率算出団体の保険料率算定の在り**

方を検討すべきである旨を示し、対象とする保険種目すべてについて営業保険料率を算定するという現行制度を見直し、純保険料率部分のみに遵守義務を課し、付加保険料率部分はアドバイザリー・レートとして提示することもできる制度の導入を提言すると同時に、料率算定会の役割についてデータ・バンク機能の一層の充実等を求めている(保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画『新しい保険事業の在り方一保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)一』(平成4年、株式会社損害保険企画)142-145ページ)。これらは後に、損害保険料率の自由化とそれに伴う料率算定会のデータ・バンク化の実施に至った。

2 日米保険協議

平成5年4月に米国ワシントンD.C.で行われた日米首脳会談において、両国の経済面でのパートナーシップを前進させることの重要性が共通認識とされ、新たな協議の枠組みを構築していくことで一致した。これを踏まえて、同年7月の東京サミットと時を同じくして日米首脳の共同声明が公表された。その中で保険は、日米の包括協議における「規制緩和、競争力」というカテゴリーにおいて、優先分野の一つとして採り上げられることとなった。平成5年9月にハワイで第1回の日米保険協議が開催された後、平成6年2月までに合計で8回の協議が行われたが、互いの主張にはまだかけ離れた部分が多く、最終的な決着には至らなかった。 $^{1)}$ その後、同年6月になって協議が再開されることとなったが、 $^{2)}$ その間、日本政府は、対外経済問題についての方針として、同年3月29日に保険に関する手続きの透明性、規制緩和に係る措置を含んだ「対外経済改革要綱」を公表した。 3

この時点までの日米包括(保険)協議と日本側の保険に係る自主的措置の概略は、 下記を参照されたい。

○日米包括(保険)協議について

1.現状

日米包括協議中の保険分野については、これまで累次の作業部会会合及び次官級会合を 重ね、手続きの一層の透明化等、具体的な進展を見ている。

(参考)

米国関心事項	日本側対応
①透明性	① 外国保険会社の意見は、従来から聴取している。 外国保険事業者の加入を可能とすべく日本 損害保険協会の定款を平成6年(1994年)1 月に変更。今後、行政手続法に基づき免許基 準等を定める。

- ②商品・料率の自由化・弾力化
- ③ブローカー制度の導入
- ④第三分野

- ② 今後、保険審議会答申に基づき保険制度改革の一環として段階的に実施。
- ③ 今後、保険審議会答申に基づき保険制度改 革の一環として導入を図る。
- ④ 外国保険会社の関心に留意。

(米側のとるべき措置(免許手続の迅速) 化、国籍要件の緩和等について、連邦政 府が州政府に働きかける)を取り上げる ことについては、米側も基本的に合意し ている。

2.客観的基準に対する考え方

米国…将来の市場シェアの増加等を定量的基準として提案している。(実質的な数値目標であると考えられる。)

日本…本協議における双方の主要関心事項は制度の改革や規制緩和であり、それらの措置等の実施状況を評価する定性的基準が中心となるべき。

(出所) 大蔵省銀行局保険部長講演録『保険制度改革について』(平成6年、年金研究所)44ページ。

○保険に係る自主的措置

我が国の保険制度について、更に一層透明性を高めるとともに、契約者保護に配意しつつ、規制緩和を推進し、競争力ある内外の供給者がより容易に市場参入できるよう、我が国政府が自主的に措置することは、市場開放に対する積極的取組みという観点からも極めて重要なことである。

我が国としては、保険審議会において1992年〔平成4年〕6月に「新しい保険事業の在り方」と題する答申を取りまとめ、①規制緩和・自由化による競争の促進、事業の効率化、②健全性の維持、③公正な事業運営の確保、の3つの指針に則り、保険制度の改革に現在鋭意取り組んでいるところである。なお、保険制度改革に伴う保険業法等の改正法案の国会提出は、できれば1995年〔平成7年〕中に行うことを予定している。

保険制度改革の趣旨及び日米フレームワーク〔包括〕協議における議論等を踏まえた保 険に係る自主的措置の概要は以下のとおりである。

1. 透明性

- ① 保険制度改革に係る外国保険会社からの意見聴取 保険制度改革を進めるに当たり、行政当局は関心を有する外国保険会社と従来から 保険審議会の他、外国損害保険協会(FNLIA)等の場において意見を聴取している。 今後も外国保険会社との意見交換に十分留意する。
- ② 支店形態の外国保険会社の加入を可能とする他日本損害保険協会の定款変更 他日本損害保険協会は、日本政府の要請を受け、現地法人形態に加え支店形態の外 国保険会社の同協会への加入を可能とする定款変更を1994年〔平成6年〕1月に行っ た。

なお、他の業界団体には既に外国保険会社の加入が可能となっている。

③ 免許・商品認可基準の明確化

第128回国会における行政手続法の成立に伴い、1994年〔平成6年〕秋の同法の施行に向けて、保険事業の免許・商品認可基準を明確化する。例えば、免許基準については、他業態の例も参考に、財産的基礎、経営者の適格性等の基準を明確化する。

2 規制緩和

- ① 標準料率、自由料率の対象範囲の拡大
 - 保険料率に係る規制緩和を促進する観点から、契約者保護の観点から見て問題の少ない商品について、1994年中に標準料率、自由料率が適用される保険商品の対象範囲を拡大する。
- ② 商品認可手続きの簡素化・迅速化 ファイル・アンド・ユースやその他の可能な方法により審査要件及び期間を軽減・ 短縮し、保険商品及び料率の認可のための審査手続を簡素化する。
- ③ ブローカー制度の導入 保険ブローカーには、現行の損害保険代理店や生命保険募集人とは違った役割が認められることから、保険制度改革の一環として、ブローカー制度を導入する。
- ④ 航空機、外航船舶及び人工衛星に係るクロスボーダー保険取引の自由化 保険制度改革の一環として、日本国籍の航空機及び日本国籍の外航船舶に係る保険 契約については、海外直接付保を自由化する。

宇宙への発射及び宇宙輸送(人工衛星を含む)に係る保険契約については、ウルグ アイ・ラウンドの協定発効とともに海外直接付保を自由化すべく所要の措置をとる。

(出所) 大蔵省銀行局保険部長講演録『保険制度改革について』(平成6年、年金研究所)45-46ページ。

平成6年6月に再開された協議は、同年10月1日(米国ワシントンD.C.時刻)に最終決着を見るに至った。 4 同年10月11日、決着文書として「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置 $|^{5}$ が作成された。その概要は次のとおりである。

まず、「I. 目的及び一般的政策」においては、日米包括協議全体の枠組みということで市場の開放等を謳った後、保険に関して「本措置は、競争力のある外国の製品及びサービスの市場アクセスを相当程度妨げる効果を有する、関係の法律、規則及び行政指導の改革、並びに競争力のある外国の保険事業者及び保険仲介業者の市場アクセスの相当程度の改善に向けられたものである」として、法律・規則・行政指導の改革と外国保険事業者・仲介業者の市場アクセスの改善に向けたものであることを明示している。ただし、「市場アクセス」という概念がどのような内容を有するかについては明確にはしていない。

次に、本決着文書に掲げられる措置が、日米の保険会社のみならず、すべての保険会社に等しく適用されることを明らかにしている。 6 これは、平成 6 年 3 月の「対外経済改革要綱」(のうち「参考資料」の「1. 総則」の部分)を踏襲したものになっている。 7

「II. 日本の保険分野の改革に対する認識」においては、日本の保険市場に関する両国の認識で、(1)日本が保険審議会の平成6年6月24日付報告「保険業法等の改正について」に基づき、法律案を平成7年に国会に提出すること、(2)平成4年6月17日付答申に盛り込まれている、①規制緩和及び自由化による競争の促進及び効率の向上、②事業の健全性の維持、③事業運営における公正と衡平の確保、に基づき改革を行うこと、(3)IV.の規制緩和措置については、法改正の施行に伴い実施すること、(4)①日本は、「行政手続法」(平成5年法律第88号)に関連する措置については、同法施行のスケジュールに従って実施すること、②その他の措置については、可能な場合には保険制度改革に関する法改正に先立って実施すること、を記している。これもまた、「対外経済改革要綱」(のうち「参考資料」の「2. 日本における保険制度改革」の部分)を踏襲している。⁸⁾

「Ⅲ. 透明性及び手続上の保護 | においては、(1)で「行政手続法が第128回国会にお いて成立したことを歓迎する」とし、(2)で「行政手続法」の成立を受けて、①保険事 業の免許及び新商品・料率の認可に関する基準は文書化し、これを公表し、一般に入 手可能なものとすること、②口頭で行われる行政指導については、要請に基づき書面 で行うこと、③一定の条件に該当する複数の者に対して行う行政指導については、あ らかじめ共通する事項を定め、支障がない限りこれを公表すること、として、保険事 業に関して行われる行政指導の透明化を図るとした。同時に(4)で、開発利益は日本の 損害保険業においては存在しないことを確認するとともに、将来開発利益を導入する 場合には、独占使用権の範囲及び付与期間を明確化すること、としている。これらは やはり、「対外経済改革要綱」(のうち「参考資料」の「3. 透明性」の「一般的に適用さ れる措置の収集及び公表」及び「開発利益」の部分)を取り入れた形になっている。⁹⁾ なお(3)は、米国に対する事項(州別規制の調和)である。また(5)は、行政不服申立て に関し、①日本で保険事業を営むに当たり問題が生じた場合には、行政に対して不服 審査又は訴訟を提起することができることを確認し、②「私的独占の禁止及び公正取 引の確保に関する法律 | (昭和22年法律第54号)(以下、「独占禁止法 | と表記することが ある。)と相容れない行為を誘発するような行政指導について、公正取引委員会の意 見を聴取することができる旨を明らかにしている。(6)は、外国の保険事業者等が保険 事業に関する諮問機関に出席し、陳述書を提出することを認めるよう要請し、(7)は、 外国保険事業者が生命保険協会等すべての業界団体¹⁰⁾ に加入できることを明示した。 (6)及び(7)も既に「対外経済改革要綱」(のうち「参考資料」の「3. 透明性」の「諮問機 関」及び「業界団体等への参加」の部分)に謳われていた事項であった。¹¹⁾(8)は、「保 険規制に係る情報へのアクセス」についてである。a.で現状を述べた後、b.で日本政 府は保険事業に関する措置について、外国保険事業者及び保険仲介業者に対しても情 報の提供、意見の聴取及び意見交換の機会を与えることを保証し、c.では制度改革後

の外国保険事業者への内国民待遇の原則に基づく情報へのアクセスの付与を認めてい る。これらも「対外経済改革要綱」(のうち「参考資料」の「3. 透明性」の「保険規制 に係る情報へのアクセス」の部分)で触れられていた。(9)は、「届出及び申請に対する 手続上の保護」で、a.公務員の秘密保護義務、b.免許、認可の申請等に関する制限的な 要件・慣行の不存在、c.免許及び商品等の認可の届出又は申請に当たり、競争上の利 害を有する他の保険事業者等との調整又は協議の不必要性、d.免許、商品等の届出又 は申請の受理・審査・認可について、条件付けられたり遅延されたりすることはない こと、を確認すると同時に、行政当局が当該損害保険事業者に対し、損害保険料率算 出団体への照会を勧告することができる点については留意する旨が示されている。こ れらの点も「対外経済改革要綱」(のうち「参考資料」の「3. 透明性」の「届出及び申 請に対する手続上の保護」の部分)で示されていた。(10)は、「自主規制機関 | について である。ここでは、生命保険協会、損害保険協会のような自主規制機関について、そ れらへの加入は任意であること、法律において自主規制機関に関する規定を定める目 的は、自主規制機関の業務範囲及び監督の明確化・透明化のためであること、自主規 制機関による措置は勧告的又は任意のものであること、それらに従わない又は参加し ないことで制裁を受けることはないこと等を確認するとともに、公正取引委員会が 「独占禁止法」違反行為に対しては厳正に対処することを明示している。¹²⁾

「Ⅳ. 規制緩和措置」は、(1)商品及び料率の認可、(2)保険事業者及び保険仲介業者に対する免許付与、(3)保険仲立人、(4)簡易保険、(5)国境を越える取引について記載している。

(1)では、保険商品及び料率認可の申請・審査手続の迅速化・簡素化、損害保険料率における標準料率及び自由料率が適用される商品の種類又は危険区分範囲の拡大化、外国保険事業者による国外で収集されたデータ使用の許容、料率・商品の審査等における「届出制」採用を(1)のc.に掲げたスケジュールで実施することを謳っている。これらも「対外経済改革要綱」において示されていたところである。そしてd.には、生命保険会社と損害保険会社の中間的分野¹³⁾である「第三分野」への相互乗入れについて、次のとおり記している。

「生命保険及び損害保険会社の「第三分野」への相互乗入れ(注)に関し、大蔵省は、中小事業者及び外国保険事業者の第三分野への依存度が高いこと、また、これらの中小事業者及び外国保険事業者が第三分野における消費者の特定のニーズに対応する努力を行ってきたことに配慮しつつ、生命保険及び損害保険分野における相当程度の部分の規制緩和がなされないうちは、そのような自由化が実施に移されないようにする意図を有する。さらに、第三分野における商品の新規のあるいは拡大された導入については、第三分野の経営環境に急激な変化がもたら

されるか否かは中小事業者及び外国保険事業者が、担保危険に基づき、料率、約款及び商品販売を差別化できる柔軟性を通じて、生命保険及び損害保険分野の主要な商品区分において同等の競争ができるような、十分な機会(即ち、合理的な期間)をまず得られるか否かに依存していることを認識しつつ、そのような急激な変化を避けることが適当である。

(注) 「相互乗入れ」とは、生命保険会社が、現在第三分野において損害保険会社に認められている既存の、新たな又は改定された料率、商品又は特約条項を導入できること、また損害保険会社が、現在第三分野において生命保険会社に認められている既存の、新たな又は改定された料率、商品又は特約条項を導入できることを意味する。」

なお、この部分については、後に日本と米国とで再度協議がなされている。¹⁴⁾

(2)では、保険事業の免許は「行政手続法」に従って処理されること、標準的な審査期間を定めてその公表に最大限の努力をすること、申請の到達後遅滞なく審査を開始すること、申請者の財産的基礎等の要件を含め、免許審査の基準を法律又は規則に定める意図を日本国政府が有していること、外国保険事業者への免許付与に関して未提供商品の導入を要求することはないこと、を述べた。

(3)では、保険仲立人制度の導入が期待されることを明らかにしている。これらの点も、既に「対外経済改革要綱」において謳われていた。(4)及び(5)並びにV.は省略する。

「VI. 競争」は、系列関係及び機関代理店の問題に関する討議の開始及びそのスケジュール、保険改革関係の法改正の実施後における公正取引委員会による日本の保険市場の調査、「独占禁止法」の厳正な執行、「独占禁止法」適用除外の見直しを明示している。

「Ⅶ.協議」は、両政府における協議について明らかにしている。

そして、最後の「畑. 措置の実施状況の評価」は、措置の実施状況の評価に関する部分で、(1)において、生命保険・損害保険における新商品、新料率及び認可の件数、第三分野の新商品の認可件数、これらの認可比率並びに総保険料のデータを毎年1回提出することを示し、(2)において、本決着における措置の実施状況の評価を、a.定性的基準及びb.定量的基準に分けて明らかにしている。定性的基準としては、日本における基準・措置の透明性及び入手可能性、外国保険事業者の意見の具申等の実質的かつ公正な機会、申請・届出の迅速かつ公正な審査、市場アクセス障害への対処の変化、外国保険事業者等の措置利用への努力及び措置の実施状況を挙げている。定量的基準としては、国内及び外国保険事業者の生命保険及び損害保険における新・改定商品及び料率の認可件数、外国保険事業者の保険料の総額及び分野ごとの保険料の変化及び変化率、国内のすべての保険事業者の総保険料に対する外国保険事業者の割合及び分

野ごとの保険料の割合の変化及び変化率を挙げている。

決着文書の概要は上記のとおりであるが、日米両国が実施する措置をまとめると次のとおりである。¹⁵⁾

- (1)日本の保険制度の規制緩和
- (2)第三分野(生・損保の中間的分野)の相互乗入れ
- (3)競争政策(公正取引委員会による市場に関する調査等)
- (4)米国保険市場に関する米側措置
 - (米国における外国保険会社に対する差別的取扱いの改善)
- (5)措置の実施状況等の評価のための客観的基準 等

日本が実施しなければならない事項は数多くあったものの、先取り又は同時並行的に保険審議会において論議・審議がなされ、そして「保険業法」の改正へと結び付くこととなる。

(注)

- 1) 『大蔵省国際金融局年報 平成6年版』77-81ページ。『大蔵省国際金融局年報 平成7年版』63-69ページ。大蔵省銀行局保険部保険第二課長講演録『日米包括経済協議をめぐって』(平成7年、損害保険事業総合研究所)3-4ページ。大蔵省銀行局保険部長講演録『保険制度改革について』(平成6年、年金研究所)5-9ページ。
- 2) 『大蔵省国際金融局年報 平成7年版』63-69ページ。
- 3) 「対外経済改革要綱」(平成6年3月29日閣議決定)(内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページhttp://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/data_history_list.html)。
 - なお、「対外経済改革要綱」における保険に関する内容は、大蔵省銀行局保険部長講演録『保険制度改革について』(平成6年、年金研究所)47-54ページにもまとめられている。
- 4) 大蔵省銀行局保険部保険第二課長講演録『日米包括経済協議をめぐって』(平成7年、損害保険事業総合研究所)4-5ページ。
- 5) 『大蔵省国際金融局年報 平成7年版』267-277ページに決着文書(和文)全文が掲載されている。なお、同文書(和文)全文は本巻の別掲資料にも掲載されている(後掲金融資料6-30)。
- 6) 決着文書中では、各政府は経済協力開発機構により採択された規約における保険に係る コミットメントを再確認するという記述となっているが、その意味するところは、今回の 日米交渉による決着内容が、米国だけでなくそれ以外の外国保険会社にも等しく適用され るというものである(大蔵省銀行局保険部保険第二課長講演録『日米包括経済協議をめ ぐって』(平成7年、財団法人損害保険事業総合研究所)7ページ)。
- 7) 「対外経済改革要綱」(平成6年3月29日 閣議決定) (内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/3/taigai_kei-tai08_2_5.pdf) 108 ページ。
- 8) 「対外経済改革要綱」(平成6年3月29日 閣議決定) (内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/3/taigai_kei-tai08_2_5.pdf) 108

- 234 第1章 自由化・国際化に向けて―平成元年度~平成6年度の保険市場と保険行政―ページ。
- 9) 「対外経済改革要綱」(平成6年3月29日 閣議決定) (内閣府経済社会総合研究所ウェブ・ページ http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/3/taigai_kei-tai08_2_5.pdf) 108 -109ページ。
- 10) 保険行政は、「保険業法」に基づき、基本的に政・省令、通達、事務連絡等によって行われていた。ただし、他業種においてもそうであるが、保険事業においても幾つかの業界団体が存在し、保険行政についてそのような団体から意見を聴取することが少なくない。主な団体として、生命保険協会、損害保険協会、日本損害保険代理業協会、日本保険中立人協会、外国損害保険協会、さらに業界共通の研究・教育機関として、日本アクチュアリー会、生命保険文化センター、損害保険事業総合研究所がある。外国保険事業者による団体は外国損害保険協会のみである。

外国損害保険協会は、第二次世界大戦後に連合国総司令部(GHQ: General Headquarters)の営業免許により、日本国内の進駐軍の軍人・軍属等を相手として保険営業を行っていた外国保険事業者が、「外国保険事業者に関する法律」の制定により大蔵省から営業免許を取得して日本の保険市場に参入し、昭和24年12月に外国保険協会を設立した。これが、外国損害保険協会の前身である。その後、同協会は平成7年に独立事務所を設け、常勤の役員により運営されることとなった。そして、平成18年2月に有限責任中間法人として法人格を取得した。なお、外国損害保険協会の内部機構に外国損害保険会社協議会があるが、これは昭和41年に当局との各種事務連絡のために設けられた外社連絡会をその前身とし、昭和49年に設立されている(外国損害保険協会ウェブ・ページ http://www.fnlia.gr.jp/about.html)。

- 11) 「対外経済改革要綱」(平成6年3月29日 閣議決定)(内閣府ウェブ・ページ http://www.esri.go.jp/jp/prj/sbubble/data_history/3/taigai_kei-tai08_2_5.pdf) 109ページ。
- 12) 決着文書「日本国政府及びアメリカ合衆国政府による保険に関する措置」のうち、「Ⅲ. 透明性及び手続上の保護」の部分。
- 13) 「日米包括協議(保険分野協議)の決着の概要」『ファイナンス』 平成6年11月号23ページ。
- 14) 大蔵省銀行局保険部長講演録『新しい時代を迎えた保険行政』(平成8年、年金研究所) 27-33ページ。本巻第2章第2節を参照されたい。
- 15) 『銀行局金融年報 平成7年版』57ページ。

3 「保険業法」の改正

保険審議会は、既に述べたように、平成4年6月17日に「新しい保険事業の在り方」と題する答申を提出するとともに、さらに法制的な観点から検討を行うため、商法・保険法の研究者を中心とした法制懇談会を設置した。同懇談会は、平成4年7月以降、31回に及ぶ審議を重ね、平成6年5月13日に報告をまとめているが、その報告は保険審議会で了承され、平成6年6月24日に「保険業法等の改正について」と題して大蔵大臣に報告されている。¹⁾

保険業法の改正についての説明に先立って、日本の保険事業の監督法規の歴史の概要を見ておくこととする。そもそも保険事業の監督法規は、明治23年の旧「商法」第11章第6節に「保険営業ノ公行」と題されて置かれていた(第689~698条)。そこでは、免許主義(第689条)、準備金の積立義務(第690条)、収支一覧表及び貸借対照表の公示義務(第691条)、行政当局による検査権(第692条第2項)等が規定されていた。これらの旧「商法」における保険事業の監督に関する規定は、明治32年公布の現行「商法」には引き継がれず、明治33年の旧「保険業法」において新たな形で定められることになる。当時、多くの保険会社が設立され、それらは苛烈な競争にさらされていた。とりわけ保険料の割引等について、その競争は異常なほど激しいものであった。一方、経営者には保険料あるいは責任準備金をどのように算出するかについて十分な知識がなく、契約者の利益の保護に欠けるところが多く、同時に詐欺まがいのことや会社の倒産等で契約者に多大な損害がもたらされたことから、保険会社の監督を強化する観点で明治33年の「保険業法」が定められたといわれている。²⁾

その後、およそ40年が経った昭和14年に「保険業法」が定められるに至るのであるが、この40年の間に保険事業は飛躍的に成長し、従来の法規では十分な監督が困難になった。このため、監督指導の方策を整備すべく、新しい昭和14年の「保険業法」が制定されることになったのである。当時の時局は統制の強化にあった。そういった状況の下で、行政当局による監督の強化、保険会社の整理・合併の促進、株式会社から相互会社への転換を可能にすること等の規定が置かれることとなったのであった。3)

ところで、一般に「保険業法」とともに保険3法の一つとされている「保険募集の取締に関する法律」は昭和23年に定められている。以前は、生命保険事業については商工省令で行政上の措置として規制が行われており、損害保険事業については業界の自主規制という形で行われていた。このような規制は新「憲法」の施行の下で撤廃されるが、そうした中、生命保険事業においては募集秩序の乱れが生じ、乗り換え契約、不正話法といった問題が生じた。損害保険事業においても不健全な代理店の存在といった問題が生じ、そこで健全な募集秩序を維持して契約者の利益を保護するためには法律を定める必要があることから「保険募集の取締に関する法律」が定められるに至る。4

さらに、「保険業法」及び「保険募集の取締に関する法律」と並び保険3法の一つとされる「外国保険事業者に関する法律」は、昭和24年にGHQの方針として国内外社の平等原則が示されたことを踏まえ、外国保険事業者に対する監督法規を整備する必要があるという判断により同年、制定された。従前は、勅令で外国保険会社に関する件があり、これに基づいて外国保険事業者の監督が行われていたが、戦時中に外国保険事業者は皆無となり、事実上上記勅令は休止状態に陥っていたところ、上記のとおりGHQの方針の影響で「外国保険事業者に関する法律」が定められることとなっ

236 第1章 自由化・国際化に向けて一平成元年度~平成6年度の保険市場と保険行政一たのである。⁵⁾

なお、損害保険については、昭和20年代に制定された「損害保険料率算出団体に関する法律」(昭和23年法律第193号)がある。

さて、平成4年6月の保険審議会答申の「むすび」において「今後はこれ〔答申〕を基に、更に法制的な観点からの検討を要するものについては、法制的な検討の場において、保険関係法規の具体的な改正作業に向けて早急に検討が開始される必要がある」 6 とされたことを受けて、保険審議会の下に法制懇談会が設置され、そうした議論が進められた。ただ、審議会答申の内容を実施するには法律的に詰めなければならない問題が種々残されていたほか、審議会答申で示された事項が法律的に検討して、その方向性について法律的に裏付けができるのかどうかといった問題を検討する必要もあった。 7 法制懇談会における検討事項は次のとおりである。

○法制懇談会における検討事項 (検討順)

- (1) 監督に関する規定の見直し、整備(その1)
 - ① 目的規定
 - ② 開業時規制
 - (i) 免許基準
 - (ii) 免許申請手続
 - (iii) 最低資本金・基金の額の引き上げ 等
- (2) 業務範囲に関する規定の見直し、整備(その1)
 - ① 保険事業の定義規定・生損保兼営
 - (i) 保険事業の定義
 - (ii) 本体による生損保兼営禁止
 - (iii) 子会社方式による生損保兼営
 - ② 業務に関する規定
 - (i) 固有業務
 - (ii) 付随業務、法定他業
 - (iii) 他業禁止
- (3) 会社形態に関する規定の見直し、整備
 - ① 株式会社に関する規定(契約者等の先取特権等)
 - ② 相互会社の総論に関する規定
 - (i) 会社の目的規定等
 - (ii) 非社員契約に関する規定
 - (iii) 商法・商行為編の準用
 - ③ 相互会社の社員総代会に関する規定
 - ④ 相互会社の少数社員権等の行使要件等
 - (i) 社員総代会を置いた場合の社員総代会関連の共益権
 - (ii) 総会の場合の共益権

- (iii) 総会に関連しない共益権
- ⑤ 相互会社の契約者の権利義務に関する規定
 - (i) 契約者等の先取特権に関する規定
 - (ii) 保険金削減規定 等
- (6) 相互会社の事業経営のための財産的基礎に関する規定
 - (i) 事業経営のための財産的基礎の整備に関する法令、定款等の整備
 - (ii) 基金の再募集、社債の発行のための規定
- (7) 相互会社から株式会社への転換規定
- (4) 監督に関する規定の見直し、整備(その2)
 - ① 経営危機対応制度
 - ② 整理、管理、移転等に関する規定
 - ③ 料率算定制度、独占禁止法適用除外規定
 - (i) 料率算出団体法
 - (ii) 独占禁止法適用除外規定
- (5) 保険経理、ディスクロージャーに関する規定の見直し、整備
 - ① 配当原則に関する規定
 - ② 保險業法第84条、第86条
 - (i) 第84条による株式評価の特例
 - (ii) 第86条準備金の在り方
 - ③ 責任準備金に関する規定
 - ④ 保険計理人に関する規定
 - ⑤ ディスクロージャーに関する規定
 - (i) 公衆への開示
 - (ii) 株主の帳簿閲覧権の否認
 - ⑥ 特別勘定に関する規定
- (6) 業務範囲に関する規定の見直し、整備(その2)
 - 業態別子会社・弊害防止
 - (i) 業態別子会社に関する規定
 - (ii) 弊害防止措置に関する規定
- (7) 募集に関する規定の見直し、整備
 - ① 募集主体規制
 - (i) 募集主体の権限に関する規定
 - (ii) 登録制
 - (iii) 一社専属制
 - (iv) ブローカー制度
 - ② 募集行為規制
 - (i) 禁止行為
 - (ii) 優越的地位を背景とした圧力販売等に関する措置
 - (iii) 予想配当の記載、商品の一部比較禁止規定等
 - (iv) 積極的な情報提供
 - (v) 紹介行為
 - (vi) 自己契約等の規制

- ③ 規制の実効性の確保
 - (i) 刑罰規定
 - (ii) クーリング・オフ
 - (iii) 自主規制団体に関する規定
- ④ 保険募集の取締に関する法律と保険業法の一本化又は名称変更
- (8) 監督に関する規定の見直し、整備(その3)
 - ① 継続的監督に関する規定
 - (i) 基礎書類の基本的事項の法令化
 - (ii) 基礎書類の変更手続きの見直し、規定化
 - (iii) 行政監督権の発動目的、要件、対象
 - ② 健全性維持のための新たな措置導入の根拠規定
 - ③ 資産運用規制
 - ④ 外国保険事業者に関する規制
 - (i) 内国保険会社規制との整合性
 - (ii) 外国保険事業者に関する法律と保険業との一本化

(出所) 「法制懇談会における検討事項(検討順)」大蔵省銀行局保険部長講演録『保険行政の動向』(平成5年、年金研究所)66-68ページより作成。

法制懇談会においては以上のような事項について検討がなされ、その検討結果は平成6年5月13日に法制懇談会の報告として取りまとめられた。その報告は、保険審議会総会において同年6月3日、14日及び24日の3回にわたって審議がなされ、保険制度改革に係る法制的検討の取りまとめとして了承された。その取りまとめを基にした保険審議会報告「保険業法等の改正について」が主務大臣に提出された。8)

保険審議会報告「保険業法等の改正について」の概要は以下のとおりである。

○保険審議会報告の概要 (保険制度改革の内容)

項目	概	要
<総則>		
①保険事業の定義	義したうえで、生保固有分野 分野)・損保固有分野について ①生保固有分野・・・・・・・人の生 ②いわゆる第三分野・・・・傷害・	死に関し定額給付を行う保険
②最低資本金・基金	②の保険を行うこととし、v 損本体相互乗入れを可能とす	:) を、10億円とする。(現行3000

<業務>

- ①業務
- ②生損保の相互参入

③他業態との相互参入

<継続的監督>

- ①届出制の導入
- ②資産運用規制
- によるearly warning

<会社形態-相互会社>

①基本的考え方

②経営チェック機能の強化

③株式会社への組織変更

- ・保険会社のなしうる業務を、保険の引受、資産運用、付随業 務、法定他業に明確化する。
- ・生保会社が損保会社の50%超の株式取得をなしうるとともに、 損保会社が生保会社の50%超の株式取得をなしうる旨の規定 をおく。
- ・生損保間のファイア・ウォールとして、生損保兼営禁止の趣 旨がリスクの遮断であることにかんがみ、法律上、再保険の 引受の制限、アームズ・レングス・ルール(通常と著しく異 なる条件での取引の禁止)を規定する。
- ・保険会社と銀行等・信託銀行・証券会社が相互に50% 超の株 式取得をなしうる規定をおく。
- ・保険会社と他業態との間のファイア・ウォールとして、役員 の兼任禁止、アームズ・レングス・ルールを規定する。
- ・現行は商品・料率とも一律認可となっているが、特定の商 品・料率については届出制(届出後一定の期間内に行政側が 変更命令を出さなければ、期間満了時に自動的に届出に係る 法的効果が生じる制度)を導入する。
- ・保険会社は、その資産を運用するに当たり、安全性・確実 性・流動性・収益性などに配慮しなければならないことにか んがみ、運用方法及び運用の割合を省令で定めるための根拠 規定を法律上に設ける。
- ③ソルベンシー・マージン基準 |・保険会社の健全性を維持するためのearly warningシステムと して、ソルベンシー・マージン(支払余力)基準を導入する。
 - ・古典的な相互会社観を脱して、事業経営のために必要な財産 的基礎の充実を図り、継続企業として保険を提供していける よう法制上の整備を図る。
 - ・財産的基礎の充実については、基金の増額、損失填補準備金 等の拡充などを行う。
 - ・相互会社として、保険契約者=社員という法的構成をとりつ つ、相互会社の社員の権利義務のうち特に保険契約上の権利 義務(保険料納付とその対価としての保険金支払等)につい ては、極力株式保険会社のそれと合わせる(たとえば、保険 会社清算時の社員の保険金請求権等は、現行法では一般債権 者の請求権に劣後しているが、これを一般債権者と同順位の ものとする。)。
 - ・経営チェックの一層の充実の観点から、計員総会に代わるべき 機関として社員総代会を法律上明記し、少数社員権、少数総代 権について、行使可能なものとして規定する(例:社員の総会 招集権 3/100以上の社員⇒3/1000または3000名以上の社員)。 また、社員の代表訴権については、現行3/100以上の社員と なっているものを社員の単独権とする。
 - ・組織変更については、現行法上は株式会社から相互会社への 一方通行になっていることから、相互会社から株式会社への 組織変更も認めることとし、組織変更規定を設ける等所要の 規定を整備する。

<経理・ディスクロージャー>

- ①86条準備金
- ②保険計理人

③ディスクロージャー

<経営危機対応制度>

- ・キャピタル・ゲインを含めた総合収益を通常配当として還元す ることを可能にし、86条準備金を価格変動準備金に変更する。
- ・保険計理人の職務を拡充し、現行の責任準備金の計算の確認 業務に加えて、責任準備金の積立が適正かどうかの確認業務 等も付加する。
- ・保険計理人の取締役会に対する意見書の提出義務を法律上規 定する。
- ・一定の要件に該当する損保会社(長期の保険契約を取り扱う 場合等)にも、保険計理人制度を導入する。
- ・現行銀行法と同じように、ディスクロージャーの根拠となる 規定を法律上に設ける。
- ・保険契約においては保障機能が重視され、保険契約の継続が 重要であることから、破綻保険会社の保険契約を包括移転・ 合併等により、できる限り継続させる制度をつくる。
- ・法制的にみて問題のある大蔵大臣の処分による保険金削減、 強制移転決定の規定は削除することとし、任意手続を基礎と しながらも、大蔵大臣の関与する迅速な処理を行う制度を導 入する。具体的には、強制管理下における保険管理人の作成 した整理計画案についての大蔵大臣の承認、大蔵大臣による 移転協議命令、大蔵大臣による移転の条件の斡旋等の制度を 設ける。この場合において、保険契約者集会を設ける等手続 を整備する。
- ・さらに、包括移転・合併等を円滑に行うために、業界各社で 資金援助機能をもたせた公益法人を設立し、大蔵大臣の適格 性の認定を受けた包括移転・合併等について、資金援助を行 う。
- ・また、破産手続等における裁判所と大蔵大臣との調整規定を 法律上に設ける。

<募集>

- ①保険業法との一本化
- ②一社専属制
- ③募集行為規制

- ・保険募集の取締に関する法律と保険業法との一本化を行う。
- ・生保会社の一社専属制の規定そのものは本則にのこすものの、 保険契約者保護に欠けるおそれがない場合として大蔵省令で 定める場合については適用除外とする規定を法律上に設ける。
- ・現行の募取法は、募集文書図面への予想配当の記載等の禁止、 商品内容の一部比較の禁止等を定めているが、これらの規制 については、今日では、利用者の商品選択に有力な情報の提 供まで制限される面があること等から、保険契約者等の誤解 を招くおそれのないものについては、規制の対象外とする。
- ④保険ブローカー(仲立人)制度 ・保険ブローカー(仲立人)を、保険会社の委託を受けないで保 険契約者と保険会社の保険契約の締結の仲立をする者として 位置づける。
 - ・登録制を採用するが、登録に当たって事業遂行に必要な経験 及び保険に関する知識を要求し、実際上、自主規制機関(保 険仲立人協会) による試験制度を導入する。
 - ・賠償資力の確保措置として、営業保証金の供託または損害賠 償責任保険契約の締結を義務づける。

- ・ベスト・アドバイス義務を法定する。
- ・代理店等との兼営を禁止する。
- ⑤クーリング・オフ
- ・消費者保護の観点から、保険契約についてもクーリング・オフ制度を法律上導入する(現行の生保契約については、自主的にクーリング・オフ制度を導入している。)。
- ・短期契約や保険申込者の加入意思が明らかな契約については、 クーリング・オフ制度の適用除外とする。

<自主規制機関>

②保険仲立人協会

- ①生保協会及び損保協会
- ・生保協会及び損保協会を自主規制機関として法律上位置づける。
- ・業務としては、募集に関する自主ルールの策定、苦情の解決、 募集従事者の研修などとする。
- ・保険仲立人協会を自主規制機関として法律上位置づける。
- ・業務としては、保険仲立人に関する自主ルールの策定、苦情 の解決、保険仲立人の研修・試験などとする。

<外国保険事業者に関する法 律>

- ・保険業法との一体化を行う。
- ・本店が国外に所在し、そのため本店については本邦の監督が 及ばないという外国保険事業者の特性に起因する取扱いの差 以外の規制は、できる限り内国社のそれと合わせる。
- ・外国保険事業者の資産国内保有義務の明確化を図る。

< 損害保険料率算出団体に関 する法律>

- ・特定の種目等については、純保険料率については算定会の算出した料率を各社が使用する義務を課すものの、付加保険料率部分については遵守義務を外し、算定会の算出したアドバイザリー・レートを参考にして各社が決定する制度に改める。この場合において、各社の算出した営業保険料率が、算定会の算出した(純保険料率+アドバイザリー・レートとしての付加保険料率)の上下一定範囲以内にあるときは、大蔵大臣の認可も、大蔵大臣の配列をよるといる。
- ・生保会社についても、第三分野の保険の引受けを行う範囲に おいて、算定会に加入できることとする。

(出所) 『銀行局金融年報 平成6年版』63-66ページより作成。

かくして、「保険業法」改正の最初の道筋が付けられた。しかしながら、法改正にはまだいくつかのステップがのこされていた。すなわち関係団体からの意見の聴取、法務省との議論、その他関係省庁との論議を経た後に大蔵省は原案を作成し、さらにそれを公表した後、関係省庁との折衝を経、国会に改正法案を提出することとなるのである。国会での審議を経て、最終的に新しい「保険業法」が成立したのは平成7年6月7日であった(平成7年法律第105号)。なお、「保険募集の取締に関する法律」及び「外国保険事業者に関する法律」はいずれも新しい「保険業法」に一本化されることとなった。

(注)

- 1) 『銀行局金融年報 平成5年版』89-92ページ。『銀行局金融年報 平成6年版』63ページ。
- 2) 大蔵省銀行局保険部長講演録『保険行政の当面の諸問題』(平成元年、年金研究所) 36-37 ページ。
- 3) 大蔵省銀行局保険部長講演録『保険行政の当面の諸問題』(平成元年、年金研究所) 37-38 ページ。
- 4) 大蔵省銀行局保険部長講演録『保険行政の当面の諸問題』(平成元年、年金研究所)38 ページ。
- 5) 大蔵省銀行局保険部長講演録『保険行政の当面の諸問題』(平成元年、年金研究所) 38-39 ページ。
- 6) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日) 株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)172ページ。
- 7) 大蔵省銀行局保険部長講演録『保険行政の動向』(平成5年、年金研究所)17-19ページ。 『銀行局金融年報 平成6年版』63ページ。
- 8) 保険審議会報告「保険業法等の改正について」(平成6年6月24日) 保険研究会『保険業法等の改正について―保険審議会報告―』(平成6年、株式会社財経詳報社)5-8ページ。

4 保険行政の透明性の向上

当時の保険行政の変化の一つとして、ここでは透明性の向上を挙げることとする。 保険行政の透明性の向上については、平成4年の保険審議会答申「新しい保険事業の 在り方」においても以下のとおり提言が行われている。

「経済の国際化等が進展する中で、内外より我が国の行政の透明性の一層の向上が要請されている。また、平成3年12月の臨時行政改革推進審議会答申においては、行政手続に係る共通的、横断的な一般法である行政手続法制定の必要性が提言される等、法手続にのっとった公正で透明な行政運営が求められている」¹⁾

「保険会社に対する個別的な規制、指導について、透明性の向上、簡素化を図る観点から、通達等の見直しを行い、法令化の必要なもの、通達等として存続が必要なもの、廃止すべきものに分類し、整理、合理化を進める必要がある。また、行政当局が許認可等の処分を行う場合は、極力、明確な基準に基づいて行うことが適当である」²⁾

また、平成6年の保険審議会報告「保険業法等の改正について」においては、保険事業の免許審査、事業方法書の変更、保険契約の包括移転、資金援助法人の適格性、保険仲立人の登録拒否要件等に関しても、それぞれ審査基準が設けられている。さら

に、外国保険事業者の免許審査基準については、内国保険会社の基準を準用する旨が 示されている。保険分野において、このような審査基準を明示すべく提言を行ってい る報告はこれまでなかったと考えられる。

(参考) 審査基準 (例)

○保険事業の免許審査

「保険事業の免許の申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととする。①免許申請者が、保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、保険会社の業務に係る収支の見込みが良好であること。②免許申請者が、人的構成等に照らして、保険会社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。③免許申請者による保険会社の業務の開始が、保険事業の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこと」3)

○事業方法書の変更

「事業方法書又は普通保険約款のうち保険契約の内容に関する事項の変更に係る認可の申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととする。①保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものであること。②保険契約者等の間の公平性を不当に害するものでないこと。③保険契約の内容が、明確かつ平易に定められたものであること。④その他大蔵省令で定める要件」4)

○保険契約の包括移転

「保険契約の移転の認可の申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととする。①当該保険契約の移転が、保険契約の移転の当事者である保険契約者等の保護の見地から適当と認められること。②当該保険契約の移転を受ける会社が、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること」5)

(注)

- 1) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)72ページ。
- 2) 保険審議会答申「新しい保険事業の在り方」(平成4年6月17日)株式会社損害保険企画 『新しい保険事業の在り方―保険審議会平成4年答申と過去重要答申集(全文)―』(平成4年、株式会社損害保険企画)138ページ。
- 3) 保険審議会報告「保険業法等の改正について」(平成6年6月24日) 保険研究会『保険業法等の改正について—保険審議会報告—』(平成6年、株式会社財経詳報社) 23ページ。
- 4) 保険審議会報告「保険業法等の改正について」(平成6年6月24日) 保険研究会『保険業

244 第1章 自由化・国際化に向けて―平成元年度~平成6年度の保険市場と保険行政―

法等の改正について一保険審議会報告一』(平成6年、株式会社財経詳報社)31-32ページ。

5) 保険審議会報告「保険業法等の改正について」(平成6年6月24日) 保険研究会『保険業法等の改正について―保険審議会報告―』(平成6年、株式会社財経詳報社)53ページ。